

## 平成25年第3回涌谷町議会定例会6月会議（第2日）

平成25年6月20日（木曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1. 開 議

##### 1. 議事日程の報告

##### 1. 一般質問

1. 承認第 1号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第 2号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第 3号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第 4号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第 5号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第 6号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第 7号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第 8号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第 9号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第10号 専決処分した事件の承認について

1. 承認第11号 専決処分した事件の承認について

1. 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について

1. 報告第 4号 繰越計算書について

1. 報告第 5号 事故繰越し繰越計算書について

1. 報告第 6号 事故繰越し繰越計算書について

1. 報告第 7号 事故繰越し繰越計算書について

1. 議案第52号 涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

1. 議案第53号 訴えの提起について

##### 1. 散会について

#### 1. 散 会

午前10時開会

出席議員（15名）

1番	大友啓一君	2番	只野順君
3番	後藤洋一君	4番	久勉君
5番	杉浦謙一君	6番	大平義孝君
7番	伊藤雅一君	8番	門田善則君
9番	鈴木英雅君	10番	木村正義君
11番	長崎達雄君	12番	加藤紀君
13番	大橋信夫君	14番	大泉治君
15番	遠藤积雄君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	安部周治君	副町長	菅原孝治君
総務課長 兼参事	城口貴志生君	総務課長 兼防災交通室長	小島昭君
企画財政課長 兼参事	高橋宏明君	まちづくり 推進課長	今野博行君
税務課長 兼参事	佐々木忠弘君	町民生活課長	泉沢幸吉君
町民医療福祉センター 副センター長 兼福祉課長	佐々木敏雄君	町民医療福祉センター 総務管理課長	浅野孝典君
町民医療福祉センター 健康課長	久道光子君	農林振興課長 兼参事	村上芳行君
建設課長 兼参事	平塚盛茂君	上下水道課長	安田富夫君
会計管理者 兼心得会計課長	大崎とみ子君	農業委員会会長	佐竹榮一君
農業委員会 兼参事局長	櫻田克嘉君	教育委員会教育長	笠間元道君
教育総務課長 兼参事 兼給食センター所長	高橋勝一君	生涯学習課長	門田勝則君
代表監査委員	柳渕茂君		

事務局職員出席者

参事兼事務局長	高橋正幸	総務班長	木村智香子
主査	金山みどり		

◎開議の宣告

(午前10時)

○議長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

本日もよろしくお願ひ申し上げます。

きのうは、6名の一般質問、まことにご苦勞さまでございました。

きょうは、引き続き4名の方が一般質問でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

直ちに会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（遠藤稔雄君） 日程をお知らせいたします。

日程はお手元に配った日程表のとおりでございます。



◎一般質問

○議長（遠藤稔雄君） 日程に入ります。

日程第1、一般質問。

昨日に引き続き、かねて通告のありました一般質問をこれから許可いたします。

8番門田善則君、登壇願ひます。

〔8番 門田善則君登壇〕

○8番（門田善則君） 8番門田でございます。

議長のお許しが出ましたので、これから一般質問をさせていただきます。

その前に、昨日、副町長のほうから新たな参与が紹介されました。4月1日付で昇進されました4人の課長さん方については、この場を借りてお祝いを申し上げたいなというふうに思っております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私、通告はこのTPP、国家の一大事ということの中で、同じこの涌谷町もそういった観点から、国の国益もありますが、町の町益、要は町のそういった国益にかわる町の町益がどれぐらい失われてしまうのか、そういったことが大変大きな問題になるということで、今回この一般質問をさせていただくことにしました。

昨日、7番議員から同じような質疑があったと思いますが、町長はその中で、このことについてはまだはっきりと国から示されていないので何とも言えないと、その動向を見るのが今は先決なんだというようなお話がございました。しかしながら、私はそういったことも踏まえて、もう3月に自民党の安倍首相が参加を表明し、もう新聞報道では7月からもうその話し合いが始まるというふうにも報道されております。そういったことを踏まえるならば、町益を守るためには、じゃあもし始まった場合にはこうなるであろうという想定もありますでしょうし、またなっても涌谷はぶれないんだと、これでやっていけるんだという政策をやっ

ておくことも大事ではないかなというふうに考えております。そういったことから、町長において今後この町の町益を守るため、このT P Pが始まってもしこういった考えでやっていくというような考えがあると思えますので、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 改めまして議場の皆さん、おはようございます。

きょういろいろご指導いただく内容等々がたくさんありますので、よろしくご協力、ご指導のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、8番門田善則議員の一般質問にお答え申し上げます。

T P P参加をどう考えるかということで、農業、医療制度、あるいは雇用等々をどう守るかとの文書でのご質問でありますし、ただいまの内容、そしてまた昨日7番伊藤議員にもお答えいたしましたとおり、私といたしましてはT P P参加が国のほうでは決定いたしました但交渉参加はこれからでありますので、政府の動向を見きわめながら、またJ Aと関係機関、団体等々とあわせて情報交換を密にいたしまして、連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

今、お話いたしました団体等々については、断固反対だという表明をしておりますので、足並みをそろえたいという考えでおります。ただ、私といたしましては、世論調査では賛成が反対を大きく上回っているということから、貿易の自由化は避けることができないことなのかなというように思っております。しかしながら、この聖域なき関税撤廃を前提にするT P Pは、いずれにいたしましても断固反対でありますし、農業分野、食の安全・安心あるいは医療分野、雇用等々の国民全体に大きな影響が出るものに関しては、聖域として、あるいは昨日にも話してありますが、日本の古来の歴史をどう継承するかという問題等々からしますと、しっかりこれは守っていかなければならない問題だというふうに考えております。

特に、今話しましたように、農業に関しましては町の基幹産業でありますし、これについて平成22年度から宮城県町村会においても政府への要望事項として関税撤廃を行わないよう要望を続けておりますので、あわせてご理解、ご協力をお願い申し上げまして、8番門田議員への回答とさせていただきます。よろしく願います。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） きょうの答弁も聞いておりますので、その辺についてはそうしか言えないのかなというように感じも受けております。

そこで、農林振興課の課長さんにお聞きしますが、涌谷町の農業生産物の1年間の売上高、幾らになっておるか、その辺をあわせてお聞きしておきます。

また、これは聖域というふうな部分もありますけれども、聖域は恐らくないだろうというふうな観点から、涌谷には町立病院があって福祉の町というふうなことも言われております。そういった中で、医療機関においてもこのT P Pは自由診療というふうな形の中で、大きなこの保険制度が打ち破られるのではないかと今多く心配されている現状もあります。そういった観点から、もしT P Pになってしまった場合、医療機関において、センターの管理課長においては、このデメリットについてどのように考えているか、その辺もあわ

せてお聞きしたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 涌谷町の農業生産額でございますが、米で23億3,000万円、あと野菜、花卉、果実で8億6,000万円、あと畜産関連で14億7,000万円、あと麦、大豆、その他で2億1,000万円、合わせて48億3,000万円となっております。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 8番議員さんの一般質問でございます。

医療分野にTPPがどのような影響があつて、国民健康保険病院にどのようなデメリットがあるのかというふうなご質問でないかと思ひます。医療についても間接的には影響が及んでくるという可能性があるというふうな今段階だと思ひます。その可能性の中で、何が考えられるかというふうなことかと思ひますし、今、議員さんがおっしゃいました自由診療、いわゆる混合診療の解禁というふうな部分の一つ挙げられると思ひます。それと、医療保険、つまり私的な保険ですね。いわゆる生命保険。そういったところの普及拡大も一つ考えられておりますし、医療への企業の参入、そういったところも考えられているようです。

ただ、一番危惧しているのが、医療機器、医薬品の流入の自由化、それが非常に大きな問題ではないかと思ひます。先ほど自由診療が拡大すると。いろんな患者さんの選択肢が非常にふえること、それはいいことだと思ひます。ただ、その自由診療だけがやっぱり拡大をして、国民皆保険制度、日本にはもう脈々と50年以上制度としてあるわけなんです、その保険診療がいわゆる拡大されない、反対にマイナス面がある、そういったところについて今、涌谷町が進めております地域包括医療ケア、いわば保険制度に乗ったシステムで今現在サービス提供を行っているわけで、その保険診療が拡大されない。場合によってはもう停滞する、そういったことであれば、非常にやっぱり病院の経営もしくは地域の健康、医療を進める町立病院としても、非常にやっぱりマイナス面がある、非常に危惧されるのではないかと思ひます。

現在、病院で自由診療としているところについては鍼灸治療を行っているわけなんです、ただ基本的には地域医療を担う医療機関、涌谷の国保病院としては、基本は保険診療をベースに、そして地域包括医療ケアを推進していく、そういったところが崩れるような制度では非常に困るのではないかと思ひているところではあります。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 皆さんもご承知だとは思ひましたが、まず先ほど町長も言っておりましたけれども、この基幹産業、涌谷町の農産物、また畜産も含めて48億円。これは、かなり大きな数字であります。その基幹産業を守るということは、やっぱり我々町民から付託を受けた議会もそうですが、また町長においてもそうですけれども、どうしても守らなければいけない大きなものだと思ひます。また、医療に関しては、今課長が言いましたけれども、これも涌谷は医療福祉の町ということで宮城県内でも本当に優れた町ということで評価されているところでもありますから、そういった分野が崩れていくということも、もしやあったとするならば、これは大変な問題であるのかなというふうにかんがわれます。

そこで、今その数字を聞いたのはなぜかということなんです、この間の新聞にちょっと載っていたお話なんですけれども、岩手県、県が、もしもTPPが始まった場合どうなるんだろうということで、そ

の岩手県の農業生産物の試算をしたんですね。それにおいて影響はどのぐらいの減額になるかという試算があります。岩手県の場合、農業生産物で1,015億円というふうに見込まれるというふうな試算。じゃあ、大体どういうふうな形なのかと新聞を読んでみますと、約3分の1が減額になるだろうというふうな試算であります。そういったことを涌谷町に当てはめてみますと、48億円から3分1というふうな形で、大変な大きな損失になるのではないかなというふうを考えられます。

ですから、私はそういった影響がもう出るのが参加すれば間違いないというふうになっているわけですから、それに対応すべく今のうちから何とか、幾らかでも減額額を減らさないようにすべきではないかということが、大事なことではないかなというふうと考えて、このTPP問題を質疑しているわけでありまして。だったならば、じゃあどういう方法でそのTPPにもしも参加しても、この涌谷町は負けない農業をつくり上げ、負けない医療をつくり上げることができるのかということなんであります。

そこで、私が思うのは、まずもって涌谷町のその農業生産物の中でもブランド的になっているものがあります。私から見れば、野菜の小ネギ等ももう涌谷ブランドだと。これは、全国に名高い商品価値、そして生産物になっているのではないかなと。そういったことをすると、恐らくそのブランドイメージの中で付加価値がついております。ですから、ほかの自由競争になっても、恐らく負けないのではないかなというふうな考えも成り立ちます。

そういったことからしますと、まず米、23億円ほど売り上げあるわけですね。そうすると、その23億円の米を何とか守らなければなりません。もしも自由化になって、アメリカのカリフォルニア米、またはタイのタイ米等入ってきたら、恐らく日本の米の半分の値段で入ってくるのではないかなという心配がされております。そういったことから、何とか涌谷の米に付加価値をつけて高く買っていただけるような政策がとれないものかなと。そういうことから、前向きな発想のもとにお話ししているわけでありまして。ということから踏まえて、まず米の涌谷ブランド化、牛では涌谷牛のブランド化とか夢みたいなお話でしょうけれども、そういったことをやっていくのがこれからの政策課題であるというふうに考えますが、その辺の町長の考えをお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、ブランド化に向けた取り組みの考えということについては、もちろん私としましては、これまでの農業改良という技術的な向上をさらに高めていくということについては、質問者と同じであります。どう技術を向上させていくかということについては、やはりその技術者と農業に携わる生産者等との互いの連携強化というようなものが大事じゃないのかなというようなことであります。

今、参考まででございますけれども、試食でササニシキあるいはひとめぼれ、あるいはいろんな銘柄米がありますけれども、それにかわる日本で一番おいしいと言われるつや姫、山形県産でありますけれども、これの導入等々について宮城県でも大きく取り上げられております。そういう面からしますと、さらに涌谷においてもこの米に対しての生産拡大あるいは奨励という姿で取り組む、そういう姿が一番大事なものじゃないのかなというふうな思いであります。

1袋、今1万円弱になってしまったこの米の値段でありますけれども、やはりその米の値段にさらに付加価値をつけるための味、いわゆる艶だとかそういうものですね。あと、生産しやすい状態をいかにしてつくるか。

土地の問題等々もあります。そういった面で、改良すべきところはどんどん、今の姿で改良していく状況がこれからは大事だろうというふうに思っております。でありますので、私もいずれそういう事態が来る可能性は十分にあるということは前々から叫ばれておりましたので、今回議会のご理解をいただいて、J A 営農センターのほうに行政として力が出せるもの、あるいはJ A として力が出せるもの、農業委員会として生産等々に携わるいわゆる制度的な姿で対応できるもの、あるいは生産者みずからがその場に行っているいろいろと情報交換しながら一体となった取り組みをしようと、していただくというような考えで、今回機構改革の中にそういうものを協力していただいて現実化になった次第であります。

であります、これだけでは足りないというふうに私自身は思っております。野菜にしても何にしても、今現実には後継者不足が打ち出されていますので、それを越える姿づくりをしていかなければならないというようなことで、今町政懇談会等々でお話しておりますけれども、やはりそういう問題等々について農家の経営者の方々には、ぜひ後継者として誰かを残していただくような施策がとれないものなのかということについて疑問を投げかけているのも現実でございますので、その辺をあわせまして守るべきものはしっかりと守っていこうと。あるいは、伝えるものはしっかりと後世に、時代に引き継いでいかなければならないということもあわせて今行っております。でありますので、ぜひその辺も認識していただいて、我々行政のみならず議会の皆さん方も一致協力した姿で取り組んでいくことが大きな成果にあらわれるものというふうに考えております。

この辺のブランド化もしかりでございます。これも国における6次産業化の認定第1号が涌谷町で生まれましたので、あわせて後ほどご報告申し上げたいというふうに思いますけれども、そういった面でやる気を持った取り組みこそがこれに対応できる、対抗できる姿であるのかなというふうにも思っておりますので、ぜひご協力のほどをお願い申し上げたいというふうに思っております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 恐らく、国の政策もこのTPP参加においては、やっぱり何らかの方法も打ち出してくるんだろうなというふうな私の考えもあります。しかしながら、やっぱり自己防衛ということも常々考えておかないと、それだけに頼った政策では何ともならないというふうに考えます。これは、原点には3割自治の維持という部分の中でも言われていることではありますが、その3割を確保できない自治体が今多くある中で、こういったことも踏まえてそれに慣れてしまうと、どうしても借金体質になってしまうんですね。そういった意味では、かえって自分の町の利益を上げて、税収を上げて豊かにするという方法が、一番のやっぱりやり方の基礎だろうと、基本だろうというふうに考えますので、その辺については国の政策を当てにして待つよりは、やっぱり自分みずから自分の町の政策を考えて収入アップをやっていくのが本質ではないかなというふうに考えるもんですから、今そういったお話をさせていただきました。

そこで、今町長が6次化という言葉を発表しました。私も考えとしては、そこに原点があるのかなと。町長がこの町を預かるときに、町民の皆さんに公約として掲げたこの6次化。本当に目に見えて進んできているなというふうに感じております。しかし、これが本当に実になって、それで涌谷の町民の方々がよかったなというふうになるまでには、もっともっと時間がかかるのではないかなというふうにも考えられます。そこで、町長のその6次化、ましてや職員の方々もそれに向けた考えで町長のもと、副町長以下町の政策をやっ

ていると。そして、町長は4月から新しい課をつくり町のPRを兼ねたそういった政策を推し進める、そして町民の方にもはっきりとこういう課をつくっておれはやっていくんだということを表明したのかなというふうに考えておりますけれども、でもそれも実になるのはいつなのかなという心配があります。

そこで、町長にお聞きしますけれども、この6次化、TPPにも打ち勝つような6次化政策とは何だろうと、どういうことなんだろうというふうな恐らく考えも町長の中にはあるのかなと思っておりますので、その辺についてもあればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） まず、前段でお話いたしましたけれども、改めて私の考え等々についてお話し申し上げたいというふうに思います。

農業問題、あるいはとりわけ米生産等々に関しましては、きのうもお話し申しましたけれども日本古来の歴史、いわゆる弥生の時代から脈々と受け継がれてきて現在に至っているという大切な、しかも重要な食文化の大きな歴史がございます。これを根こそぎやられるというような重大な、今、時期に差しかかっているなというふうなことであります。

しかしながら、我々といたしましては、特に町といたしまして基幹産業である農業はどんなことがあっても維持、そしてまた発展させていかなければならないということも、私に与えられた使命であろうというふうに認識しております。でありますけれども、これまでの国の政策等々については、いわゆる猫の目行政と言われるように農業関連につきましてはいろいろな施策がとられてきましたけれども、その都度その都度政策が変わってきて、その対応に追われてきたのが農業経営者の姿であるのかなというような思いであります。さらにまた、今回のTPPという大きな課題あるいは問題ということについて、またまた波が押し寄せるといような姿で、農業問題、自然との闘いとあわせて政策との戦いということで明け暮れてきた歴史的な経過も、皆さんと同じ思いであるというふうも思っております。

でありますけれども、しっかりとした姿で乗り越え、さらに乗り越え、さらにそれまた乗り越えて現在まで来ているということについては、農業に関しましてはたくましい姿で信念のある経営者の方々が受け継いでこられたものだというふうな思いであります。そういった面からしますと、その信念をどう生かしていくかということについて、さらに妙案という姿をつくりながら対応していかなければならないのが、やはりこの米一本だけの生産だけじゃなくて、それに付加価値をつける加工、あるいはあわせた販売というものを人任せにすることなくみずからが全知全能を費やして対応するということが、この6次化の大きな流れじゃないのかなというふうな思いでございます。

この6次産業化ということについては、単に農業経営者だけはないというふうに私自身常々お話ししておりました。そこには、加工業者あるいは販売業者が一体となってやるのも一つの町として大きな流れだろうというふうな考えからしますと、農業者と商業者あるいは工業者等々がお互いに知恵を出し合いながら一つのをしっかりとつくり上げていくというのが大きな姿であろうというふうな思いで、今商業者等々に対しても6次化は農業関係者だけの産業ではないですよということを私はお話ししております。ぜひ、この米を中心とした農産物をどう加工して売りさばくかということについては、それぞれのいわゆる知恵を持った、あるいは技術を持った方々がたくさんおりますので、そういう人たちが一つになって結集をした姿こそが、



大きな波が来てもそれをしっかりと乗り越えていけるものだというふうな考えで私自身捉えておりますので、議員の皆様方、改めてその辺の思いをともに酌んでいただいて、一致協力した姿で頑張るところは頑張ろうと、阻止するものはしっかりと議会という政治の場で阻止しようじゃないか。それでもなおかつだめな状況があらわれるような姿であるならば、それを越えるための施策というものは当然あるわけであります。なぜかといいますと、今まで乗り越えてきたわけでありますので、乗り越えられない姿があろうかというふうに思っておりますので、全知全能を費やしながらかん張りてまいりたいというふうに考えておりますので、どうかご支援のほどをお願い申し上げたいというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） それで、町長のお話の中には、先ほど来JAとの連携というふうなお話が数多く聞かれました。そこでお聞きしますが、涌谷はJAみどりの管内でありますけれども、TPP問題について町長と組合長、もしくはその関係者とのこのTPP問題についてのお話し合いは、今まであったのかなかったのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 具体的な交渉の場での話し合いというのは、今のところは持っておりませんけれども、いわゆる農業経営者あるいは団体、そういう生産団体、あるいは農協の職員、組合長も含めた職員等と理事さん方との懇親の場、懇談の場ではたびたびそういう話をしております。そのために、乗り越えていかなければならない姿づくりを我々とともに頑張っていこうというような思いを話しております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 実はですね、町長ね、この間、私、JAみどりのの総代もやっているものですから、涌谷町域の総代会がありました。天平の湯でやったんですが、実はそのとき私、質疑をさせていただいたんですけれども、ほかの宮城県内の農協に比べてJAみどりののTPPに対する運動が表に見えないと、どうなっているんだということを館崎専務にお話をさせていただきました。

その回答は、やっているんですけれども、余り見えないんですよと。じゃあ、どういうことをやっているんですかと言ったら、スーパーとか元気くん市場の前でチラシを配るということをやっているそうであります。私はそれを聞いたときに、それでいいんですかと、ほかの農協は何千人規模の集会をしたりまたトラクターで旗を立てて断固阻止だよとやっているんですよと、JAみどりのはそれでいいんですかとお話させていただきました。したら、総代さん、わかりましたと。上司とも相談し、今後どういう運動展開ができるか検討させていただいて、本総会にはその話をさせていただきたいというようなお話をさせていただきました。そういったことからして、何かびんと来ていないんですよ、私からすると。

だったならば、涌谷を代表する町長、また農協を代表する組合長は涌谷町出身であります。これは、大きな財産だと思うんですね。そういったことで、2者会談なり3者会談なり、やっぱりこの問題は大きな問題ですから、やるべきではないかなと。町民を代表して、守るべき町民の福祉の向上と生活基盤の安定のためには絶対やるべきだと私は思いますが、その辺について前向きな考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） まず、行動を起こさなければならないというのは、私の持論でございます。そういっ

た面からしますと、もっともな姿だろうというふうに思っております。かつて昭和40年代、四十四、五年くらいのときに、米価運動という全国の農業者が国会周辺あるいは農林省周辺に集合いたしまして、むしろ旗を立てながら頑張ったあの勢いが思い起こされるわけであります。

当時、私は警戒、警備に当たっていたわけでありますけれども、しかしながら地方の皆さん方の農業者の方々が、これだけ頑張っているというような思いからしますと、警備をしておりましたけれども、しっかり頑張ってくれというような思いでおりました。やはり、あの勢いが今どこに行ったんだろう、あるいは以来しぼんでしまったなど。その現実には、耕作者あるいは農業従事者が規模拡大のためにだんだん少なくなってきた、そういう状況にあるから、一人一人の盛り上がり欠けてきたのかなど。あるいは、JAさんを中心とした政治連盟の姿がだんだん影が薄れてきたのかなどというような思いをしております。

ぜひ、こういう時期にこそ農業関連のいわゆる生産者だけではなく、農業関連の皆さん方が一致結束してアピールする姿というものが大事じゃないのかなどというような思いでございます。ぜひ、私もこの議会が終わりましたらJAさんのトップ等にもお話し申し上げ、あるいは近隣の首長さん方ともお話し申し上げ、機会があればぜひ立ち上げののろしじゃなくて旗を上げていこうじゃないかということのを改めてお話する予定でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 本当に前向きな話をいただき、本当にそういった観点からすると本当に当然なことかなど。特に、町長には申し添えますけれども、我々涌谷町議会は国に対しても2回ほど意見書の提出をしております。そういった観点からすると、議会も全員がこのTPPについては反対ということでやっているわけですから、町長の動きもしやすいというふうに私は考えます。そういった意味では、早目に動いていただいて、行動が、やっぱり町長のフットワークさというのが、一番今町民が期待しているところと認めているところでもありますから、ぜひ早目に話し合いをし、行政も議会も含めて、また町民も含めてこの反対をきちんと断固阻止という形の中でやるべきと考えますので、最後にそういった今後の運動展開に当たっての自分の考えをまとめていただければありがたいなと思っておりますが、お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 今、話したとおりでありますので、早速行動に移したいというふうに思っております。よろしくご協力のほどをお願い申し上げたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 次に、1番大友啓一君、登壇願います。どうぞ、そのまま結構です。

〔1番 大友啓一君登壇〕

○1番（大友啓一君） おはようございます。1番大友でございます。

議長のお許しが出ましたので、通告に従いまして一般質問をいたします。

1点目でございます。日本全国に放置竹林と言われる、面積が20万ヘクタールから30万ヘクタールとも言われております。この放置竹林によって里山の崩壊、さらに人工林、それから畑とか宅地の侵食被害ですかね。そういうものがふえているのが現状でございます。このままそういうものを放置しておけば2次山林ですかね、樹木の成長を妨げ、なおそういう竹林と言えは格好いいんですけども、竹やぶ状態でございます。こういう過度の繁殖によって土砂災害、そういうものが懸念されております。

当町においてもそのようなところが見受けられますが、総合計画では環境保全とか景観形成ですか、そういうものは残念ながら計画されておりませんが、あえて質問させていただいております。このような厄介な竹を逆に資源として考えて、そういった利活用策に取り組む考えはないか町長にお伺いいたします。

もう1点でございます。学校などに対して自己中心とも言える要求ですね。理不尽な要求をする親がおりますが、これはモンスターペアレントと言われる保護者の存在によって、対応に当たっていた教師が自殺しているとそういう悲惨な事故が各地で起きているようでございますけれども、当町においても人ごとではないと。そのようなクレームが当町でも発生した場合、教育委員会としての対応策を教育長に伺います。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） それでは、1番の大友啓一議員の一般質問にお答え申し上げます。

山林と里山の環境保全についてと題しまして、ただいまご質問いただきました。竹を資源とした活用策に取り組む考えということを中心とした質問でございますけれども、ご存じのとおり戦後日本ではタケノコ栽培や竹材の生産が結構盛んでありました。しかし、多くの竹林がそれに伴って植林されたわけでございますけれども、やはり竹にかわる素材というものが大分普及されまして、最近においてはプラスチックなどの代替品の普及あるいは安い価格の中国産等々の輸入によりまして、国内の竹材は次第に使われなくなってきたのが現況であるのかなというような思いであります。また、農家の方々においては、高齢化あるいは後継者不足等々につきましていわゆる杉林、あるいはそういういい材料等々もあわせて手入れがされてきていない、放置されたままの竹林が増加しているというのが現況であります。

この宮城県内では、あわせまして福島第一原発事故の影響で県内産のタケノコから100ベクレルを超えるセシウムが検出されておりまして、出荷制限等が行われている地域も現実にあります。そういうことから、さらに風評被害も出ており、出荷しても売れない状況が現実に来ておりますので、最近、この数年ですね。原発事故以来タケノコを食べなくなったというような姿で、消費が落ち込んでいるというような状況でございますので、町の産直ではこれに竹炭などを加工しながらささやかにやっているような姿がありますので、何かをやらなくちゃならないというような姿が現実にあります。

先ほど門田議員の質問に回答しましたけれども、6次産業等々とあわせてそういう付加価値をつけるのも一考なのかなというような思いであります。そういった面から、今6次産業化推進補助金というものもお知らせ版等々で農業経営者あるいはその関連事業関係等々に対してPRしておりますので、どうかそれを活用しながら竹材あるいは竹林の資源活用に取り組んでいただければというふうに考えております。

竹林というふうに一概に言いますと、竹林の管理というのは大変難しいというんですか、そういうものがあります。タケノコをとるだけじゃなく、やっぱり竹の美林という姿の景観というものもすばらしいものがあります。私自身、林業科の出身でありますので、木材あるいは竹等々に対して意外と関心があります。竹の管理は、竹林を唐傘あるいは傘を差して歩けるような管理が一番望ましいというふうにされております。そういった面で、葉っぱが落ちたならば土起こしをしながら管理をするといいいタケノコが出るというようなことで、そういう専門にやっている方々はそのようにやっていますけれども、生産、販売というその姿から見ますと、なかなかやる人も少なくなっているのが現状なのかなというような。竹が混んでいれば、いい

タケノコも竹材もならないという姿でありますので、どうかその辺を活用しながら管理していただければいいのかなというような思いでございます。

そういった面で、国においても特に林野庁の森林・山村多面的機能発揮対策交付金という制度がありますので、いろいろと活用策があればその辺を紹介しながら、ぜひ取り組んでいただきながら管理をし、そして育成を図っていただきますようお願い申し上げたいというふうに思っております。これからもよろしくご協力をお願い申し上げます、1 番大友議員への答弁とさせていただきます。2 回目、3 回目あるというふうに思いますので、そのときはまた具体的にお話し申し上げたいというふうに思います。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

〔教育長 笠間元道君登壇〕

○教育長（笠間元道君） 改めまして、おはようございます。本日もよろしくご指導、ご鞭撻お願い申し上げます。

1 番大友啓一議員の一般質問にご答弁申し上げます。

学校現場へのこのご心配といいますか、思いからのご質問と思ひ、感謝申し上げます。

議員申されましたように、モンスターペアレントとは学校等に対して自己中心とも言える理不尽な要求、苦情、文句、非難を繰り返す親と意味づけられております。なお、要求などこれらを繰り返すことがあっても、これが一般常識の範囲内にあり、かつしかるべき理由が明らかな場合はモンスターペアレントとは呼ばれないというふうにされております。基本的には、直接当該教師にクレームを行うことが多いですが、校長、市町村教育委員会、県教育委員会、自治体など、より権限の強い部署にクレームを持ち込んで間接的に現場の教師や学校に圧力をかける場合もあります。こうした保護者が1 人でも出現すると、教職員や学校はその対応に長大な時間を奪われてしまい、その結果、他の児童生徒のために使う教材研究、授業準備、生徒指導、部活動指導等々の時間がなくなり、学校全体に悪影響が出てまいります。また、教師の中には精神的、肉体的に疲弊し、ご質問ありましたように他県においては残念ながら自殺に追い込まれているというそういう事例もあります。

さて、本町におきましては、各学校には保護者の方々と連携し対応しなければならない事案はさまざまありますが、いわゆる先ほど申し上げましたモンスターペアレントと言われる保護者は、現在のところ出現してはいないというふうに私は考えております。

仮に、発生した際の町教育委員会としての対応でございますが、基本的には教育委員会も含めた学校体制での対応、すなわち組織による対応を想定しております。当該教師にだけ抱え込ませることなく、当該教師を孤立させることなく対応することが、このような事案の大原則であります。さらに、クレーム内容によっては、県教育委員会、町顧問弁護士を含めた首長部局との連携、さらには所轄警察と関係機関との連携を踏まえた対応も想定しております。本県では、これらに対する苦情要求等マニュアルが、やはりこういう事案が多くなりつつあったわけですので平成22年3 月に策定されており、具体的な対応についてはその内容を参考に町として対応するというふうになります。一方、学校としての最良の未然防止策といいますか、これについてはやはり教師一人一人が保護者の対応のあり方、生徒指導力、学習指導力、学級経営力の向上を常に期して日々の教育活動を営むということが肝要であり、このことをもって児童、生徒、保護者、地域民と教

師、学校との信頼関係の醸成、構築していくことであるというふうに押さえております。

以上をもちまして大友議員への回答といたしますが、大友議員様にはさらなるご理解とご協力、ご支援をお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（遠藤稔雄君） 1 番。

○1 番（大友啓一君） 先ほどは、大変失礼しました。

1 点目でございますけれども、確かに昔は山にあるものは資源として使って、町長の言うとおりの素材の普及、輸入、そういった形がだんだん山に入る人がいなくて、管理する人もいなくなったというそのとおりだと思います。農水省でもこれを問題化しておりまして、バイオマスタウン構想を進めているんですけども、この構想はやはり竹炭とか燃料が主であって、なかなか進まない現状であるようです。そうした中で、日本人の特有の器用さとそれから知恵をもってそういう竹から綿をつくる技術、そういうものが出ておりまして、この綿というのは竹100キロから約50キロの竹綿ができるようでございます。これは、コットンの綿と比べると、吸水が2倍違うらしいんですね。この性質というのが。それから、竹という性質は消臭効果と抗菌作用ですかね、そういうものがあるので、随分これは今までにない素材ができる。そういった中で、この竹綿から紙、それからプラスチックもできるようでございます。それを利用して、自動車部品とか建材、壁ですかね、壁材。それから、床のフローリング材、こういうものは実際に出ております。それから、柱もできるんですね。これは、集成材で今できますから、集成材の加工によってさまざまな形ができる、こういう専門的なことになりますけれどもね。

私は、こういう部材でなくて、竹を粉にする竹乳酸発酵粉末とって、要はパウダー状にするんですね。これを今、竹の粉と書いて「ちくふん」と呼んでいるそうですけれども、これを農業資材として今用いています。活用しているんですね。これ、肥料にすると農作物の糖分が増えて生育がいいらしいんです。生育がよくて収量もふえると、今、大変好評のようでございます。あともう1つは、家畜の飼料。この飼料に添加するんですね、これは。混ぜるんですね。そうすると、家畜そのものが、これは豚でも牛でも鶏でも同じそうですけれども、食いつきがいいそうです。そのために成長も早い、肉質もよいということで、これも随分拡大しているようでございます。そして、もう1つの利点というのは、竹の消臭効果で家畜のふんの消臭効果、これできめんなそうでございます。ちなみに、動物園でパンダのいる動物園で子供たちに聞いたところ、パンダのおりのそばは臭くないと。これは、100%の子供たちが答えた結果なそうです。やっぱりパンダは竹が主食ですから、やっぱりそういう効果があるのかなと。

こういうものを一つの事業として捉えて、山林と里山の環境保全、そしてそういった肥料などを使った農産物、糖分とか品質がいいんですからこういうものをブランド化しながら、こういうものにもつながってきて、そしてこういう事業を農商工一体となった6次産業化にもつながるのかなと。そういう推進にもつながるとは考えておりますけれども、町長このことについてお願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） すばらしい技術が、今開発されようとしているということの紹介をいただきました。

まさに竹というものの効用というのは、いろいろと活用を見出そうとするならば、大きな事業にもなるのかなというような今思いで聞いておりました。

6次産業化の件につきましては、先ほど答弁いたしました。その中で、どなたかあるいは兼業の姿、あるいは新たな事業者が出てくるような状況であれば、まさにもろ手を挙げて歓迎を申し上げたいというような姿でありますので、どうか議員の皆さん方もたまたま大友議員さんのお話を聞きまして、ヒントを得たのではないのかなというふうに思っております。私もすばらしいこの事業革新の姿があるなというふうに見ておりますので、どうか事業化になれるような姿づくりをあわせて、この6次産業化の中に取り入れながら紹介してまいりたいなというふうに考えております。よろしくお願いを申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） 当町は、何回も出ておりますけれども、JAと農林振興課がワンフロア。ということは、そういう議論する環境があるということで。それから、近隣市町村を先行してこういう事業に取り組めば、涌谷のPRにも役立ってくるのかなど。これは、長崎議員さんに怒られそうですけれども、パークゴルフの金額、大変な金額でございますけれども、これは安価でできる事業でございますので、パークゴルフも大事だとは思いますが、こういう事業を……。竹粉をつくる機械、ちなみに軽トラックに乗って運ぶくらいのやつが二、三百万円、それで竹粉ができるそうでございますので、そういう移動もできることから、改めたプラントをつくるという……。竹綿なんかは大きいプラントが必要だと思いますけれども、移動できてその場所のできるという機械もできていますので、こういうことをぜひ進めてもらいたいなこのように思います。

では、2番目の質問に入らせていただきます。先ほどの教育長の答弁ありましたが、まったくそのとおりでございます。これ、こういうクレーム問題がふえ始めたのは、1990年の後半からだそうでございます。2008年にこれと同名のテレビドラマ、やっぱりこれも放映されて問題になったものでございまして、こういった原因というのはさまざまあると思いますけれども、やはりこれは一つ言わせてもらえば、保護者の経費の負担などから来る保護者の消費者意識、権利意識。というのは、同じ値段を払えば同じ商品が入るという感覚で、教育サービスもそういうふうに捉えている保護者が多いということですね。例えば、新卒の教師と幹部クラスの教師と評判のいいベテラン教師3人が3学級ですかね。そうすると、そういう親というのは、同じ学費を払っているから、自分の子供がベテランの教師以外は不当だという考えを持つようなんですね。そういうクレームもあるようでございます。

あと、当町でもちょっとおれ聞いたんですけど、学校給食なんですけれども、給食費を払っているから「いただきます」と言う必要がないんだという親もいますね。何か勘違いしているようで。こういうのもちょっと、こういう親もいるという、これは事実なんですけれどもね。また、こういったことは初等中等教育の場ばかりではないんですね。幼稚園、それから保育所、こういうところでも起きているようで、幼稚園の問題というのは、特定の園児と自分の園児を遊ばせないでほしいという要求とか、クラス分けするときにあの園児と一緒にしてくれという要求とか、あとはテレビとかニュースで紹介された教育法を取り入れろという要求とか、保育者に毎日時間関係なく電話をすると。例とすればこういうものが挙がっておりますけれども、教育長、幼稚園、保育所、そういうものに関して、こういう事案はどういうふうに理解していますかね。小中は多分わかると思いますけれども。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育長（笠間元道君） 今、議員申されたとおりで、逆に私のほうから申し上げることが余りないんですけども、例えば私が聞いている幼児教育の中で、これはモンスターペアレントというふうにはまだならないと思うんですけども、よく学芸会とかしますよね。そうすると、その1つのストーリーの中に主役が、子供がいろいろ出てくるわけですね。こういうのが結構身近にもありました。現在も、大分少なくなってきましたけれども、あるいは人数が少なくなってきたと。要するに、自分の子供をぜひ主役にしてくれというそういうふうな保護者の要望があるということ。それは、親として自分の子供の成長の姿を見たいという思いであろうと、その辺あたりにとどめておけるようなものではなかろうかなというふうには私は捉えております。

ただ、やはりこのモンスターペアレントがなぜ出現するかということについては、やはり我々学校現場を預かる者とすれば、先ほど最後に答弁いたしましたけれども、やはり我々教師のそれぞれの教師としての、専門職としての力であろうというふうに思います。それをいろいろ個人個人見ればそこにはいろいろ差はあるけれども、その差を縮めようとするその一つ一つの幼稚園あるいは学校の営みといいますか、そして学校としてのそういう差を縮めようとする、例えば研修とかあるいはいろんな話し合いとか、まずそれをきちっと実践すると。そして、さらに一人一人が授業の中でそれを何とか生かそう、あるいは活用するというそういう姿勢がやはり伝わっていくことが大事なのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 1番。

○1番（大友啓一君） 冒頭に申し上げました教師の自殺のことでちょっと一例を挙げますけれども、これは埼玉県の保育所なんですけれども、保育所ですから子供のけんかって、たかが知れているじゃないですか。その中で、ちょっとしたけがをさせて、その保育所の所長さんに4カ月にわたってクレームをつけたと。女性所長さんなんですけれどもね。その所長さんは、園庭で灯油をかぶって自殺したんです。その園庭でそういうことをやるというのは、親に対しての抗議もあろうかと思えますけれども、私はその答弁の中にもあったようですけれども、上の校長さん初め教育委員会、それから自治体ですかね。教師というのは本当に、立場というのは板挟みなんだと思います。こうしろと言えば、はい、どっちに行っても。この方はそこから逃げられなかったのかなと。そのための園庭でのそういう最悪の道を選んだのかなと。こういうことのないように、当町で事前に対策をしてもらって、対策というのはさっき1人だけに対応させないとか、学校全体で、教育委員会全体でやるという言葉いただきましたので幾らか安心しましたけれども、そういった中で最終的には私は子供たちが被害者なのかなと。そういう1人か2人出たものでですね。やはり、教育関係者の方々はちょっとアンテナを高くして、悲惨なことになる前の適切な対処をお願いしたいと思います。何かありましたら。

○議長（遠藤稔雄君） 教育長。

○教育長（笠間元道君） 全くお話のとおりでございまして、やはりこういう事案につきましては、これはモンスターペアレントだけでなく、実は体罰とかいじめ、今問題になっています。これも全く同様でございまして。やはり組織として対応するということが、非常に第一番目だと思います。なお、一層心して頑張りたいと思います。ありがとうございます。（「終わります」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） ご苦労さまでした。

ここで休憩いたします。再開は、25分といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

4番久 勉君、登壇願います。

〔4番 久 勉君登壇〕

○4番（久 勉君） 4番久です。

さきに通告しておきました件について質問させていただきます。

本年の4月26日に当町と十文字学園女子大学は、相互発展のために福祉、教育、文化、産業、環境等の分野で協力し合う相互友好協力協定を締結いたしました。その席上で、大学から人間福祉学課に涌谷町出身の高校生の受け入れ、そして入学金と4年間の学費を免除するので毎年1名推薦してくださいとの申し入れがありました。そこで、町としてこの特待生の選考をどうするのか、現段階での状況を教えてください。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） それでは、4番久 勉議員の一般質問にお答え申し上げます。

その前に、先ほど河北新報の記者さんがいたんですけれども、席外しましたね。一言、御礼を申し上げたいなというふうに思います。実は、その協定に関しまして、先日の6月16日の河北新報にこの十文字学園女子大学のほうから広報がありまして大きく掲載されたわけでありまして、議員さん方、皆知っていると思います。ありがとうございました。これで、涌谷と十文字学園女子大学のきずながより深まったのかなというふうに思っております。それにつけましても、議員の皆様方におきましては、この十文字学園等々に視察を兼ねた協力をいただきました。改めて厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。そういった面で、一つ一つの行動と皆さん方の思いというのが、この十文字学園の理事長であります十文字一夫さんに伝わったということは、大きな意義がある姿だろうなというふうに思います。これからが大事でございますので、どうかこれからもいろんな角度からご指導とご支援、ご協力をお願い申し上げたいというふうに思います。

そういうわけで、十文字学園女子大学の特待生に関するご質問がございました。きのうも行政報告いたしましたとおり、また今話しましたように、十文字学園女子大学と相互友好協力協定を締結したわけでございます。その締結式上、ご質問にもありましたとおり、記念といたしまして全額を学園の負担で涌谷町の学生1名について4年間学費免除の奨学生制度の創設をするというご発表をいただき、涌谷町のあすを担う優秀な人材の育成にご支援いただくことになった経過でございます。本当にうれしい、そしてまたありがたい姿だなということでございます。この縁と、さらにますますのきずなが深まりますことを期待しながら、私もしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。



それで、まず奨学生、いわゆる奨学する奨学生についてどのような方法で周知するかということでありまして、募集要項につきましては本日の議会終了後、大学の担当者が来庁し打ち合わせすることになっております。きょうですね。きょうの議会終了後です。しかし、本年度の募集選考につきましては十分な募集期間をとることができませんので、既に副町長が大学のポスター、パンフレット等を持参の上、遠田郡内、大崎市、石巻市の各高校を訪問し、学校長に制度の創設と生徒の推薦についてお願いしてきているところでございます。なお、募集要項が決まり次第、再度各学校を訪問し、生徒の推薦をお願いする予定にいたしております。また、あわせまして広報わくや、あるいはホームページに募集の記事を掲載し周知を図りたいというふうに考えております。

次に、選考基準についてお尋ねでありますので申し上げますが、大学側からは推薦については町にお任せするという申し出をいただいております。一般的に、大学の推薦入試等は高校の調査書の評定平均を学力の目安として選考をいたしているようではありますが、今回高校を訪問してみたところ、個人情報保護の観点から自治体に対して調査書は出せないということでもありますので、各高校から1名を学校長推薦としていただき、複数の高校から推薦があった際は小論文やあるいは面接で推薦する1名を選考するという方法を考えております。この点につきましても、きょう議会が終わりましたならば大学側の担当者との協議をいたしまして、改めて詳細を決めていただくというふうに考えております。

あとは、質問の内容にありました生活費への支援につきましては、仮に奨学資金の貸与というようなことを考えたときに、奨学制度が大学側から提供されたものとはいえ、他の進学希望者と著しい不均衡が生じる可能性が十分にありますので、生活費への支援は今のところ考えてはおりません。これは、平等を守るというような姿でありますので生活費は負担をしていただくというふうに考えておりますし、公費での生活費への支援ということはただいまお話いたしましたように他の学生等々の姿もありますので、支援は考えておられないというのが今の現状であります。でありますので、その辺の思いのご理解を申し上げまして、4番久議員への回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） 遠田郡内、それから大崎市、石巻市と各学校を歩いてきたということですので、どうもご苦労さまでした。

ちょっと時期的にやっぱり出遅れているので大変かと思えますけれども、複数の方から、各学校から推薦になって複数になったときに、小論文あるいは面接でその対応をしたいということですがけれども、やはり透明性とか公明正大といいますか、1人の方を選ぶことですから大変なことかとは思いますがけれども、やはり第三者機関による選考委員みたいなのがよいんでなかろうかなと思えますけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 第三者機関ということでありまして。職員採用試験においての小論文のいわゆる採点等々については、大学の先生等々に委託しておりますので、その姿のほうがいいのかなということで、一応きょうの大学側とのお話についてもその辺も煮詰めてまいりたいなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 4番。

○4番（久 勉君） ちょっと十文字大学のその人間福祉課の偏差値というんですかね、調べてみましたが、県内の東北福祉大学と同じような学科からは若干、それよりは低いということですので、応募者数は低いからいっぱい来るといったことじゃないですけども、対象者となられる方は結構おられるのかなと思いますので、選考に当たっての、小論文を大学の機関はよろしいんですけども、その面接もやはり中の方だけでない第三者にあっていただくということもご検討されたらと思います。

それから、先ほど6月16日の河北新報に大学のほうで大きく広告を出していますけれども、この記事の内容を見るとオープンキャンパスの日にちがもう7月14日、21、28、あとは8月12、13ですね。もう決まっていますので、高校の進路指導の先生のお話を伺うと、やはりオープンキャンパスには学校1校だけじゃなくて3校ぐらい見て歩きなさいとこう指導しているようですので、早目の対応が必要と思われるので、本日学校から来て打ち合わせするということですので、その打ち合わせ終了後、募集要項というんですかね、そういったものをきちんと早目に進められると、これちょっと要望みたいになりますけれどもお願いします。

○議長（遠藤釈雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 第1点目の面接についても、外部に頼んだほうがいいんじゃないかというご提案でございまして、これにつきましても、きょう来ました際にいろいろ相談してみたいと思います。頼むにしても、どういかに頼むかということも含めてちょっと相談してみたいというふうに思います。

それと、周知方につきましては、早速私も各学校を回って校長先生方から話聞いたんですが、現在の各生徒たちの考え方と申しますか、そういったものがどうも県内指向だというそういう話が半分強く聞かれました。なかなか遠くにまで行ってという考えがないような部分が多いようございまして、でも何とかお願いしたいということで頼んではきましたんですが、偏差値の関係もあるんでしょうけれども、多分地元の高校のほうからの推薦が多くなるのかなと逆に思っています。ほかの方法、回ったところは結構いい成績を持っている生徒たちが多くいますから、なかなかそちらの方は難しいかなというふうな思いはございまして、なるべく早く要綱をつくってまいりたいというふうに思っています。

○議長（遠藤釈雄君） いいですか。（「いいです」の声あり）

6番大平義孝君、登壇願います。

〔6番 大平義孝君登壇〕

○6番（大平義孝君） 6番大平義孝でございます。

通告に従いまして一般質問をいたします。

初めに、質問事項1、農業振興と農業保全についてでございます。

T P P、人・農地プラン、6次産業化、さらに農地法をどうするかなどということの扱いなどもあったりしながら、農政はどうなるのか、本当に今まで同僚議員の皆さんが何人もこのことについてご質問をしておりますけれども、私もそういったところから質問をさせていただきたいと思います。町は、これらの政策にどう対応して、農業の活性化のため農地、担い手、後継者、集落、自然環境保全などにどう取り組んでいくのか。

第2点目につきましては、放射性物質検査、放射線量測定についてと。原子力災害計画が策定されましたが、検査測定が以前のまま推移しております。各地域、地区、定期的に検査測定をし、データの蓄積をする

べきでありますけれどもいかがでしょうか。

以上、2点について質問をいたします。

○議長（遠藤稔君） 町長。

〔町長 安部周治君登壇〕

○町長（安部周治君） 最終の質問となりましたので、しっかりと締めをくくってまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくご指導のほどをお願い申し上げたいというふうに思います。

それでは、6番大平義孝議員の一般質問にお答え申し上げます。

まず、1点目の農業振興と農地保全についてのご質問であります。これまでこれに関係する内容等々について伊藤議員、そして門田議員にも思いを答弁させていただいております。その辺もあわせてお話し申し上げますし、大平議員さんには内容等々を十分そしゃくしていただきまして、理解を示してもらいたいなというふうに思っております。

国では、経済の成長戦略の素案等を示し、農業競争力強化と所得を倍増する目標を掲げ、その成長戦略の柱に農地の集約と付加価値の増大を掲げております。当町におきましても、農地の集約を促進するため今年2月に人・農地プランを策定しており、このプランをもとに農地の出し手と受け手の調整を図り農地集積を推進しているところでございます。また、国では農地中間管理機構の設置により農地や耕作放棄地を借り受け、基盤整備など農地の条件をよくしてから担い手に貸し付けるなどして農地の集積を進めようとしていることから、当町もその施策に沿って担い手の育成、確保を一層支援してまいりたいというふうに考えております。

付加価値の増大につきましては、5月に涌谷町の農業者で6次産業化法の総合事業計画の涌谷町における第1号が認定されております。今後、引き続き第2、第3の認定者が育成されるよう支援してまいりたいというふうに考えておりますし、その努力を我々もやっけてまいりたいというふうに考えております。

今年度、6次産業化推進補助金を先ほど話しましたように創設いたしました。この補助金を活用して事業に取り組んでいただき、農業所得の向上あるいはこの農業関連に係る事業の向上に役立てていただければというふうに考えております。

次に、2点目の放射性物質検査、放射線量測定についてのご質問ですが、まず空間放射線量と放射性物質の測定に係る現状についてご説明いたします。

空間放射線量の測定につきましては、文部科学省が町民医療福祉センター敷地内に設置した可搬式モニタリングポスト、宮城県が大谷地運動広場内に設置した固定式モニタリングステーション及び町教育委員会が簡易型環境放射線モニタによって町内の幼稚園、小中学校敷地内で実施、測定しております。放射線量は、気象条件によって多少の変化はありますが、医療福祉センターでの測定値は0.04マイクロシーベルトから0.05マイクロシーベルトで推移しています。大谷地運動広場での測定値についても0.07マイクロシーベルト前後で推移しております。各学校等においても、西、東地区ではおおむね0.06マイクロシーベルトから0.07マイクロシーベルトで推移し、麓岳地区では0.06マイクロシーベルトから0.12マイクロシーベルトで推移しております。いずれにつきましても、文部科学省が示す基準値以下で推移しております。

次に、放射性物質の測定につきましては、国から貸与されている測定器で、毎日給食食材と住民持ち込み

食品の測定を行っております。給食食材についてはほとんどが不検出となっており、住民持ち込み食品についてもまれに検出というケースは見受けられるものの、ほとんどが厚生労働省の定める安全基準内に入っております。

さて、各地域、地区で定期的に検査測定をし、データの蓄積をすべきではないのかとのご質問であります。確かに箕岳地域については比較的高い数値で推移しておりますことから、町民の皆様方の不安解消という点から考えますと、測定する地域をふやすことも必要であるものと考えております。この点につきましては、地域からの要望等を勘案し検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。6番大平議員への回答とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） それでは、農業振興と農地保全について2回目の質問をさせていただきます。

T P Pについては同僚議員の質問でかなり内容等について、まだ決定はしていない、交渉にも入っていないけれどもマスコミで報道されていること等で皆さんのご理解は得ていると思っておりますけれども、そのT P Pにどうしても入らなくてはいけないような状況の中で、今政府がさまざまな施策、先ほど申しましたように人・農地プランであり6次産業化であり、さらに農地法等についてもどうにかしたいというようなことであるように私は見えるところでございますけれども、そのことを裏づけているのが、先ほど町長申しました農業の成長戦略。10年間で農村、農業の所得を倍増するということを言っておりますけれども、しかしこの農業と農村の所得を倍増するということは一体どういうことなんだろうなと思つてちょっと考えてみましたらば、農家の所得を倍増するとは言っていないんですね。でありますから、先ほど来T P Pなり6次産業化について等々、町長の答弁ありますように、さまざまな形でこの農業に参入してくる方、そしてその後さまざな状況が起きれば農家ももうけるのではない、農家はどんどんと減らしていつて他の産業の方に参入しやすくしていくというそういった政策になってきているのではないかなというふうに、わずかな農地しかない私でございますけれども、考えているところであります。

本当に選挙、選挙、どの政党もどの政権も選挙になると農業、農業、農業と。農業ばかりがそのとき利用されるというような状況が続いていることについて、このことについて町長はどのように感じて、どういふふうにこれを何とかしていかなければいけないのかなというような考えを持っておりましたらばお聞かせください。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） それでは、お答え申し上げます。

これに関連しまして、門田議員にも答弁いたしております。やはり、私が心配するのは質問者と同じような姿であります。農業の所得倍増というような姿であります。農家が、果たして所得が倍増になるかというようなことについて、具体的な施策が見えないということがまだ一番、いわゆる先が恐ろしいといひますか心配するという姿であります。でありますので、今やらなければならないその姿、農業経営者として、あるいは農業に携わる者として一層の技術向上というものを持たなければならないのかなというような思ひであります。米を例にとつて、ただつくるということじゃなくて、いかにおいしい米、いかに売れる米、いかに魅力のある姿づくりをするかということがこれから求められてくるのかなという考えであります。

そういった面からしますと、これから農業というものが当然、誰が農業をやってもいいような姿になりつつあるのが今の国の姿である。少しずつ、少しずつそういう施策が変わってきていることが、今の政権政党のやり方なのかなというふうな思いであります。そういった面で、それがいいのか悪いのかという批判という姿よりも、先ほどお話し申し上げましたとおり、今やらなければならない我々の仕事、あるいは責務というものは何なのかという姿が大事なのかなというふうな思いであります。そういった面で、この大変な歴史の流れで農業問題が、いわゆる先ほど話しましたように、猫の目のように政策が変わってきております。さらに、来年は大きく変わるだろうというふうに私自身思っております。今の、ことしのやっている姿は、前の民主党政権が行っていた政策を若干変えただけのことしの姿であります。来年度からはますます大きく変化をするだろうというふうに私自身予測しております。そういった面からしますと、どのように対応しなければならないのかということについては、その変化の内容等々も見なければなりませんけれども、今やっていることをさらに強化と、そして個人単位という姿ではなくて、もう結束する姿こそが大きな力になるのかなというふうな思いであります。そういった面から、何回も話しますけれども、行政とJAさん、あるいは農業委員会さん、そしてまた関係する団体機関等々と、改良区もそうでありますけれども、大きな結束力を発揮いたしましてこれに立ち向かうと同時に、越えていかなければならない課題だろうなというふうな考えております。でありますので、行動を起こすということがまず大事な要素になるだろうと。生産する行動もしかりでありますけれども、阻止する行動もしかりであります。そういった面で頑張っていかなければならない。津波のような大きな波に立ち向かうためには、その姿しかないのかなというふうに私自身今思っております。

○議長（遠藤釈雄君） ここで昼食のため、休憩いたします。再開時間は午後1時といたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後1時00分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。

6番。

○6番（大平義孝君） それでは、続けてご質問をいたします。

先ほどの答弁で、技術の向上とか、いかにおいしいものがつくられるかということがございましたけれども、涌谷町のこの農地、どのように改良すればそういうようなところに行くのかなと。おいしい米をつくるには大変な、今までも苦労しながら、今も圃場整備事業で取り組んでいる地域がありますけれども、そういったことだけではなかなかできないものだというふうに思っております。さらにですけれども、先ほど個人でなく、各さまざまな団体機関等結束して行動を起こすということがございました。これも現在やっているような、さまざまな事業もそのような形で取り組んでおりますけれども、特に涌谷町としてはこの技術を向上させるために、これは個々の持っている水田、畑、条件皆違いますから一概には言えないと思っておりますけれども、そういったところをどのようにやっていくのかということについては、農協等々の技術の指導を受

けながら、営農指導を受けながらやっていくわけでございますけれども、それよりもでございますけれども、農家がどういうふうにやっただいか具体的なものが見えないというところ、それをみんなで結束して何とかするために行動を起こすということもたしかお話の中にあつたと思えますけれども、例えばで大変申しわけございません。例えば、どういった形で町として行動を起こす考えを農家の皆さんにお示しできる、そういう準備がもしあるのであればお聞かせいただきたい。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 最初に答弁した姿にさらに加える内容等々はありませんけれども、特に技術の向上あるいは結束というそういう面からしますと、今国あるいは県が示している政策そのものをどう生かしていくのかというような姿になるのかなという思いであります。当然、当町の基盤整備は必要になってくるだろうし、あるいは耕作放棄地等々に対しての支援というものがありますので、それをきちっと活用しながら本来の水田あるいは畑地に、できるものはそういう姿に再生させるということも一つでありましょうし、また人的なその姿につきましては、結束そのものというのは体制、いわゆる行政、農業団体あるいは農業委員会、土地改良区等々もそうでありますし、何事も何よりも生産者等々の結束、いわゆる法人化という姿が大きなパワーになるのかなというような思いであります。

今、それに向けまして、人・農地プランの中で法人化という姿もありますけれども、なかなかそれが、いろんな障害等々がありまして進んでいないというのが現状のようであります。特に、この経営というその姿、法人化の経営というその姿になりますと、生産者としての生産技術はありますけれども、経営技術というものが若干、これまで経験したことのない方々だけに経営となると大変難しいところがあります。特に、経理等々についてはなおさら大変なのかなというような思いであります。そういった面での研修あるいはそういう技術の向上というのも一つの策ではなかろうかなというような思いであります。行く行くは、国のほうでは、私が先ほどお話し申し上げましたように、個人で対応するような姿ではなくというような状態になりますと、やはり大きな結束、パワーというものをどうつけていってどう対応するかと。あわせて、ある農地をどう有効活用させていくかというようなことであります。特に、そういう面では今現実に、以前いわゆる開墾という姿がありましたけれども、今開墾された水田はほとんど手つかずの荒地になっておりますので、どうこれを畑あるいはそういう面に転化させて農業の総生産を向上させていくべきなのかなというようなことについても、やはり開拓精神というような姿も当然あらわれてくるのかなというような思いであります。

でありますので、平坦なところだけで生産しようという姿ではなくて、やはりそういう面でのいろんな角度を変えた姿、当然1人ではできませんので、法人化あるいはそういう周辺の団体等々の力を借りながらいい方向に持っていくような行政主導というものをつくってまいらなければならないのかなというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ただいまさまざまものが個人対応では、大きな結束ということでございまして、人・農地プランもなかなか障害があつて、どういう障害であるかにもよりますけれども、進まないということでございますけれども、その人・農地プランでございまして、農地利用集積円滑化事業の円滑化団体、町、農協がなつて、そのことについて、さまざまなアンケートとか説明見ても、円滑化団体って何だ

といったようなことが理解されないと、さまざまなものを進めていく上で大変なのではないかなと思っております。

また、そういったところが大変であれば、それをどういうふうにしていくのかなというようなことで考えられるところもあると思うんですけれども、何しろの話ですけれどもこの農地プラン、20分の1とか30分の1、今の集落の、そういう人減らしプランになってしまっただけは大変なことではないかなと思っておりますけれども、町で進めていく上でそういったところの配慮は、私が考えるには集落をきちんと維持しながら農地をみんなで守っていくような、しかし中心となる方が一生懸命先頭になって引っ張っていくというそういう人・農地プランであれば何とか集落も維持できるのではないかなと思っておりますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○議長（遠藤稯雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 何回も同じようなことを話しますと、何を話していいのかわかっちゃって見失ったところがあると思いますが、いわゆる今の政策そのものを我々がどう理解してどのように手を打つかということが、いわゆる経営者、いわゆる生産団体、経営者等々に理解をされて、それが実行できるような姿づくりにするということが一番理想の姿ではないのかなというような思いであります。でありますので、経営者が飛びつかないような施策じゃなくて、いかに経営者が飛びつくような施策を考えながら対応していくかと、それに行政がどうマッチさせていくかということではないかなというような思いであります。若干、行政が下がるような答弁になりましたけれども、やはりそういう面での情勢、盛り上がりというものが必要だなというふうに考えております。

大規模化あるいは法人化ということになりますと、確かに小規模農家等々がだんだん脇に押しやられるような姿でありますけれども、そういう姿をどう取り込んで法人化をさせていくかと。法人化というものは、経営者だけじゃなくて、当然そこに働く人がいなければ生産が前に進まないという姿でありますので、経営というその姿の中に働くという姿、あるいは規模を拡大するという姿という面から申しますと、相当大人数の人が必要になってくるだろうというふうに私自身考えております。だから、それらの姿づくりをどのようにバックアップ、支援していくかということが農協あるいは行政の仕事だろうというふうに考えております。

今回、氏家農場さんが6次産業化の第1号として認定されましたけれども、やはりその氏家農場さんは法人化ということでありますし、それに携わる従業員の方々が結構パートでありますし、あるいは家族でありますし、結構そういう手広くきちっとした組織体をつくりましてやっている状況がございます。やはりそういう姿があります。簡単に6次化というふうには、私自身は思っておりません。やはりそれには大変な苦勞と神経と頭脳という、あわせて技術というものが必ず備わってくるわけでありますので、それを歴史が、今まで積み重ね積み重ねながら来た経緯がありますので、さらにそれを越えるような姿づくりといいますと、6次化の第1号としてのその姿が、大きな今後の影響を及ぼすその姿が出てくるのかなというような考えでありますので、その辺もあわせていい例あるいは悪い例等々も合わせた姿で、方向性をたどりながらしっかりと足腰の強い農業経営、いわゆる個人経営ということじゃなくて、農業を営むんだというような法人の姿というものが大事ではなからうかなというふうに思っています。

当然、これまでの中には相当技術を積んだ方々がおりますので、どう生かしてそれを発展させながら進め

るかということが、大きなこれからの問題点、問題点というよりも課題ではなかろうかなというふうに私自身認識しております。ぜひ、そういう面では、生産団体が結構ありますのでその人たちの結束力と、そしてその法人化に向けた取り組みというものがこれから求められる姿ではないのかなというような思いでありますので、育成させていかなきゃならないというふうに考えております。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 今、個人の名前出てしまいましたけれども、町長からお披露目ということで氏家農場さん、6次産業化。大変、本当に、第1号であれば大変喜ばしいことだとそのように。

そこでですけれども、ただいま私は人・農地プランの中での6次産業化ということの前の段階の質問をしたような……。自分でも何かあやふやでございますけれども、そういう形だったのでありますけれども、とにかくその人・農地プランそのものは、今まで何回も繰り返されてきた農地集積の事業の本当に焼き直し、煮直し、名前がえみたいな政策でございますから、取り組んでいる職員の皆さんも名前変えられ、さまざまちょこちょこ要件変えられ大変だなというふうに思っておりますけれども、そういったことであっても、先ほど申しましたように、この円滑化団体等のことも私たちも集積団体みたいな形で思っていましたら、円滑化をするための団体になっておりました。

そういったところをきちんと理解していただきながら、皆さんに協力をお願いしていく内容をしていただきたいと思いますし、またでございますけれども、この集積を受ける側の認定農業者なり集落営農の団体なりがちゃんとリストアップされて、その方たちは間違いなく集落なり地区なりのさまざまな担い手の中で頑張っていかれるというような仕組みにはなっていると思っておりますけれども、今その受け手の方たちよりも、もしかして集落内のほうが大変なことになっているところもあるかもしれませんけれども、そういったところの捉え方といいますか、大体涌谷町では何団体ぐらい……。35でしたかね、行政区が。39ですか。39行政区のうち、リストアップしたそういう団体の方は幾らぐらいあるのかなと、個人の認定農業者は幾らぐらいあるのかなということについて、きちんとした資料できておるんでしたらばお聞かせいただきたいと。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 人・農地プランの関係でございますが、これは議員さんご存じのとおり高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加など人と農地の問題でございまして、5年後、10年後にその展望が描けない地域がふえているということでこの人・農地プランが作成されたわけでございます。それで、涌谷町におきましてはことしの2月25日に作成しております。

それで、その受け手側となりますまずプランの地域なんでございますが、旧農協単位になっております。涌谷地区、黄金地区、篁岳地区の3地区に分かれてございまして、受け手側としましては西地区で認定地区農業者の方が58名、あと営農組織、営農組合等が8団体、黄金地区で認定農業者が29名、営農組織組合等が5団体、篁岳地区で認定農業者が42名、あと営農組合等が15となっております。それで、この人・農地プランの関係でございますが、これはその農地の移動があれば、もしくは認定農業者が新たに認定された場合、随時見直すことになっておりますので、今月の末ですか、第2回目の見直しを行う予定でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 着々とその政策に向かって進んでいただいているようでございます。でき得る限り、



出し手も受け手もお互いにその集落の中、地域の中でさまざまな形でこれからも協力していくような政策を町としてもきちんと考えていただきたいというふうに思っております。先ほど来の町長の答弁であれば、そうといったことはきちんとご指示なさっていると思いますので。

次に、農地の保全についてでございますけれども、本当に今の議論の中にもありました。私が申しました20人に1人、30人に1人の方が農業経営者として残ると。町長言われるとおりの、その中で働けるような農業経営であれば集落の方たちもそこに行って働けるのかなと思いますけれども、そうではないということになれば、農地を守る人たちがいなくなってしまうということ。今、守れなければ、代々受け継がれてきた農地そのものが壊れてしまう、そういうことになりますので、それらについてでございます。

もし、そういうふうにはならないと思いますけれども、そういったところを、先ほども町長の答弁にもありましたけれども、今後とも改良区等の団体等の取り組みの中で、そういった集落にいる皆さんで農地を守るといったことを啓蒙等、PR等きちんとできるような考え方をきちんとお示ししていただくと、皆さんもこの人・農地プランの取り組み、出し手も受け手も何とかすっきりするのではないかなとそういうことございますので、もしありましたらご答弁お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 農地の関係でございますが、国のほうでは担い手の農地集積と耕作放棄地の発生防止ということでございまして、今その内容といたしましては農地や耕作放棄地を借り受け、分散した状態から一定にまとめ、基盤整備など農地の条件をよくしてから担い手に貸し付けると。担い手は、その自己負担額、基盤整備等をされた農地をまとめた形で借り受けると。受け手が見つからない場合は、あとは農地の耕作放棄地を農地中間管理機構、仮称でございますが、そこで一時保有、管理するというところで今進められております。また、その耕作放棄地対策の強化の一環といたしまして、所有者が死亡して亡くなられて耕作放棄地になるおそれがある場合とか、所有者不明の農地につきましても農業委員会、県のほうで領有権を設定して一時保管、管理するというような方向で今政策的に進められているのが現状でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） さまざまな問題あるところでございますけれども、ただいま相続不明農地というんですか、そういったところもきちんとやっていただく。これは、何が何でもこの管理機構がやるんじゃなくて、涌谷町としてできることはやれば、町民の皆様の農地貸し借りでございますので、町民の皆さんは安心すると思っておりますので、農家の皆さんの安心・安全のためにもそういった取り組みをしていただきたいと思っております。

次に、時間はちょっとないんですけれども、先ほど来、今課長の答弁にも耕作放棄地ということがございましたけれども、私、山に住んでいて、開田は畜産農家の方に受け持っていて牧草地になっておりますけれども、そこから先のところについてはやっぱり山に戻るような形になっている農地もかなりあります。そこでですけれども、先ほど来、安心で安全でおいしいものをつくるというそういったところからでございますけれども、その放棄地等を町がさまざまなプランをもってそれを何とか活用できないかということ、町が考えろと言うとまた怒られますけれども、政策的に考えていただくとあとはやりやすいのではないかと。耕作放棄地は、農薬も肥料の化学肥料もずっと使っていません。本当に自然の土地になっています。

そこを生かしたさまざまな施策構築を考えるだけでも考えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（遠藤稔雄君） 農林振興課長。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） またこれも国の施策でございますが、今の段階で田んぼとして植えられるところは皆植えてくださいよと。水田フル活用という方向で進めておりまして、田んぼとして復元できるようなところは復元してフル活用してくださいとそういう方向で進んでおりますが、議員さんおっしゃられたように山間部の昔開田であったところとか、もうとても水が引けないようなところですね。そういうところに対してまでも、配慮というか計画ですか、それはまだ持ち合わせていないのが現状でございます。

○議長（遠藤稔雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） ぜひとも、せっかくワンフロアになってぞろっとこう皆さんそろっておるんですから、100人寄れば文殊の知恵でございます。一生懸命頑張ってやっていただきたい。

次に、一番最後の放射性物質検査、放射線量測定、先ほど第1回目の答弁いただきましたけれども、なかなか福島もいつになってもというよりも、それこそ一生終息ということがあり得ないような状況でございます。原発を近くに持っている自治体にとっては、非常に大変な状況がこれから何年も続く、何十年も続くのかなということでございます。そのために、前にも放射能の測定器のときにも質問させていただきましたけれども、人材的に、人的になかなか余裕のない時期にあったために、そういった取り組みをやるのも大変だし、借り上げ機械で制度も大してよくないので、なかなかお墨つきつけるようなことはできないということでございましたけれども、このような時期になって原子力災害対策計画も策定され、過酷事故ももしかして想定される中で、常に今はかっているポイントだけではかっているのかということは誰しもが考えていると思います。山の斜面、山の上、下の沢、はかればそれぞれみんな違うところ、それを地域の人たちは心配しながら暮らすという……。それで、上がりました下がりましたと何か保証も何もないですけども、その数値を見れば平均よりも高い低い、風評被害あるなしにかかわらず安心して暮らせるというところをきちんと常日ごろお示ししていかないと、いざ災害といったときに何を基準にしてじゃあ逃げればいいのかというところが全然なくなってしまって、指示が来ない、もしかして今回のようにライフラインの断絶等があったり何も広報車も回ってこないところにいる、寂しかったですというようなことのないような……。

特に、原子力、放射能については感慨を持って取り組まなければならないのではないかなと思っておりますけれども、そのことについて人少ない、手間暇かかると言わないで、そういった少しでも高いところが出てくる可能性のあるところを、ポイントを絞りながらもこれから定点観測的なことをやっていってはいかですか。それがなければ町民の安全も保てないと思うんですけども、町長の答弁をお聞きします。

○議長（遠藤稔雄君） 町長。

○町長（安部周治君） ちょっと1回目の答弁と角度が変わったなというような考えであります。2回目の質問については、どちらかと言いますと原子力災害編の中にある今後の対応というような姿で質問されているのかなというような思いがあります。前に質問されたのは、町内のいわゆる福島第一原発事故によって放出されたこの放射能等々の検査についてどう対応しているのか、どのような数値であるのかという姿での答弁をいたしました。

原子力災害編となりますと、今皆さん方にいろいろと説明した、そして防災計画の……。ちょっとごめんなさい。

大変失礼しました。そういう考えでありますので、改めてそういう具体的な対応等々について国あるいは県のほうから示されたならば、皆さんにより具体的な対応等々について協議をし、あるいはご指導をしていただき、しっかりとした原子力対策編を完成させたいなというような思いでございます。でありますので、それとは、これとはということで区別してお話しただければ説明、答弁しやすかったなというような思いでございます。それを今後原子力、この福島第一原発事故の影響を受けて、今後どのように対応していくのかという質問であると答えやすい姿であったなというふうに思っております。でありますので、これまでの質問の内容等々から見ると、しっかりとしたこれまでの影響があったその姿を、当然検査の内容等々をデータ化してありますので、それによって今後どう生かしていくのかということであれば、新たな課題としてこの国のほうから出た数値を、あるいは対応、要綱等々を具現化しながら対応してまいらなければならないのかなというような思いであります。

そういった意味で、検査も当然でありますけれども、何よりもその際の、有事の際の対応をどうしていくかということが一番大きな課題だろうということでもあります。そういった面から、きのう行政報告でお話ししましたように、山形県の大石田町、いわゆる県境を越えた町でありますけれども、それとある程度の交流を図りながら、有事の際にはお互い同士が協力し合うという観点でいたわけでございますので、その辺についてもご理解をいただきたいというふうに思います。

この原発対応ということについては、いろいろな見方がございます。奥深く、幅広くありますので、一概に、私ここで20分の範囲内でしゃべろと言われてもなかなかしゃべり切れないその姿もありますので、それについてはまた整理いたしまして対応したいというふうに考えておりますので、改めてのご質問をよろしくお願い申し上げたいなというふうに考えております。

○議長（遠藤釈雄君） 6番。

○6番（大平義孝君） 大変申しわけなかったです。両方関連みたいな形で質問してしまいましたけれども、過酷事故、これは福島ならずの話でございますので、これからどうなるかわからないところの原発を抱える県、それだからこそ福島の教訓を生かしてさまざまところで測定してデータを持っていたほうがいいんじゃないかと。今のデータではないということをご理解いただき、質問を終わらせていただく。ご理解していただいたようですので。じゃあ、終わります。

○議長（遠藤釈雄君） 町長。

○町長（安部周治君） 先ほど言ったように、改めてまた具体化された対応等々については皆さんにお示しいたしますけれども、いずれにしてもこの福島第一原発の事故によって、多少なりとも涌谷町に放射能汚染というものがあらわれたということをご承知のとおりだと思います。汚染稲わら、汚染牧草等々についてもありますので、当然広い範囲でこの季節の風あるいは雲に乗っておりた状態があるということから見ますと、季節によってであります、やはりUPZあるいは30キロ圏内というそういう状況の姿から見ますと、当然真剣にしっかりとした対応をやっていかなければならないということでございますので、より緻密な数字をもとにした姿づくりをしてまいらなければならないなど。そういった面で、改めて議員の皆さん方にご指導

あるいはご教示いただかなければならないところがあるかというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） ご苦勞さまでした。

以上で一般質問を終わります。



◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第2、承認第1号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

暫時休憩します。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時35分

〔出席議員休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開します。町長。

○町長（安部周治君） 失礼しました。

それでは、提案理由、承認第1号の理由を申し上げます。

本件は地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され4月1日から施行されましたことから、地方自治法第179条の規定により涌谷町町税条例の一部改正を行いましたので、ここにその報告をいたし承認を求めるものでございます。

主な内容といたしましては、寄附金税額控除の見直し、延滞金の割合等の改正、住宅ローン控除の拡充及び期間の延長など法改正に伴う改正を行ったものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、承認第1号の涌谷町町税条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の3ページから8ページまでになります。その内容を、新旧対照表の1ページをお開き願います。

このことにつきましては、地方税法の改正によって町の条例で引用しております条項番号、文言等が改正になりますので、一部改正をするものでございます。

まず初めに、（寄附金税額控除）第34条の7第2項でございます。これにつきましては、寄附金もしくは金銭の支出をした場合の税額控除を規定する条文でございますが、下線の読みかえ適用部分を追加するものでございます。内容につきましては、平成25年、今年度から復興特別所得税が課税されることに伴い、その復興特別所得税も寄附金、支出金について軽減されるものでございます。

その下に移ります。

(固定資産税の納税義務者等) 第54条の第5項ですね。これにつきましては、土地改良事業の範囲の削除でございます。ここに書いてありますように、独立行政法人森林総合研究所に関する記述を削除するということでございます。内容につきましては、多分事業仕分けの中でカットされた部分のものでございます。

次のページをお開きください。2ページに移ります。

2ページにつきましては、(特別土地保有税の納税義務者等)ということ、第131条第4項、これにつきましてもその土地改良事業の範囲の削除でございます。これも先ほど申し上げた独立行政法人森林総合研究所に関する記述を削除するものでございます。

次のページをお開きください。3ページになります。

附則、(延滞金の割合等の特例)ということ、附則第3条の2第1項、これについては2つほど改正がございます。まずは一つ、特例の解消範囲の拡大ということでございます。これは何かというと、現行では本則の14.6%には特例適用がされていませんでした。改正後は、本則の「16.6%」に対しても特例が適用されるものでございます。もう一つは、特例基準割合の定義の変更でございます。これまで延滞金の割合「14.6%」を算出するためには公定歩合に「4%」を加算しておりましたが、改正後は支出約定平均金利に「1%」を加算するものでございます。その支出約定平均金利とは、前年度に租税特別措置法で示される金額でございます。

内容につきましては、これまでは延滞金が「14.6%」、それから1カ月以内に納めたものについては「7.3%」だったものを特例で「4.3%」、それから徴収の猶予を行ったものについては「7.3%」を「4.3%」というような形で特例をしておりましたが、本則の14.6はそのままだったということでありまして。それが、今回の改正でパーセンテージ的には延滞金が大体9.3%、1カ月以内に払ったものについては3%、それから徴収の猶予については2.0というような形で率が下がるということでございます。

その次の下の第2項、これは新設でございます。これについては、第52条法人町民税の納期限の延長の場合の延滞金の規定については特定基準割合によるものですということ、法人町民税についても新しい改正の中で行うということでございます。

その下に移ります。

(納期限の延長に係る延滞金の特例) 附則第4条第1項、これについては法令番号の追記でございます。日本銀行法の後に、「平成9年法律第89号」ということで入るわけでございます。

次のページをお開きください。次のページの下線の部分でございます。

これについては、特例期間から法附則第3条の2第2項を適用する期間を除くことを明記するものでございます。その下の下線につきましては、文言の整理でございます。

その下、(公益法人等に係る町民税の課税の特例)ということ、附則第4条の2、これ引用条項の項番号ずれということ「9項」が「10項」になるということでございます。これについては、租税特別措置法第40条第10項の追加があったということでございます。

次のページをお開きください。5ページに移ります。

(個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除)ということ、第7条の3の2第1項でございます。これ

につきましては、適用期限の4年間の延長でございます。「35年」から「39年」に、それから「25年」から「29年」になるということでございます。もう一つが、引用条項の項番号ずれで、5条の4の2「第5項」が「第6項」になるものでございます。

その下に移ります。（寄附金税額控除における特例控除額の特例）ということで、さきに話したものと同じでございますが、下線の読みかえ適用の部分を追加するものでございます。

次のページをお開きください。

次に、（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）ということで、下線がございます。「法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合」を「法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合」に変更するものでございます。これについては、先ほど話しましたように本法のほうの項がずれておりますので、その辺を整理するものでございます。

その下に移ります。附則第10条の2第2項、これは引用条項の項番号ずれで、「10項」が「9項」になるものでございます。

次の第3項については、法改正後、附則第15条第37項に規定する固定資産税の課税標準の特例割合でございます。このことは、25年度から導入されますわがまち特例（地域決定型地方税制特例措置）ということで、各町独自で税率を決められるということで2分の1から5分の6の範囲内で条例で定めることができます。ただし、涌谷町としてはこれまでどおりの3分の2に定めるものでございます。

その下に移ります。（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例）ということでございます。これについては、附則第17条の2第3項、これは引用条項の項番号ずれでございます。これについては、租税特別措置法の中で条項がずれておりますので項番号がずれたということでございます。

その下に移ります。これは、震災関係でございます。（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例）ということで、附則第23条の2第1項、附則第17条、附則第17条の2、附則第17条の3、附則第17条の8について読みやすいように読みかえ部分を表にするとともに、いずれの条項も読みかえられているのがわかりやすいように規定した整備を行ったものでございます。

次のページを見ていただきますと、今までは文言であったものがこのような形で表にあらわされたということでございます。

次の8ページをお開きください。

8ページの上のほうまでは、表に整理されたということでございます。

それから、第2項、これは新設でございます。その有する居住用家屋が、東日本大震災により居住の用に供することができなくなったものの相続人が、当該家屋の敷地を譲渡した場合には、第1項で読みかえた譲渡所得の特例の適用を受けることができる旨を規定したものでございます。これは、本人じゃなくて相続人のことを規定したものでございます。

その下、移ります。第3項、第2項の新設を受けて字句の修正をしたところでございます。

次のページ、9ページに移ります。

次も東日本大震災に係るもので、（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例）

ということで、附則第24条、引用条項の項番号ずれによるものでございます。

それでは、議案書の7ページにお戻りください。

附則の施行期日の規定でございます。これでは、原則としては平成25年、ことしの4月1日からでございますが、内容がちょっと複雑になっておりまして、第34条の7第2項、それから附則第3条の2、第4条、第4条の2、第7条の4、第17条の2、第23条の2、附則第3条第1項、2項の改正規定については、来年の1月1日からとなります。また、附則7条の3の2、それから第24条の改正規定につきましては、再来年の27年の1月1日からとなるものでございます。なお、延滞金に関するものについては、町民税に関するもの、固定資産税に関するものについては経過措置がなされるということでございます。

以上で説明終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 討論を終結いたします。

これより承認第1号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第1号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。

---

◇

### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第3、承認第2号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 承認第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が平成25年3月30日に公布され4月1日から施行されましたことから、地方自治法第179条の規定により涌谷町国民健康保険税条例の一部改正を行いましたので、ここにその報告をいたし承認を求めるものでございます。

主な内容といたしましては、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行する際の軽減判定、所得算定の特例を恒久化するほか、世帯別平等割額の減額措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 税務課長。

○税務課参事兼課長（佐々木忠弘君） それでは、承認第2号の国保税の一部改正を説明いたしたいと思いま

す。

議案書の11ページになります。それから、新旧対照表の11ページですね。

初めに、今回の改正の概要についてただいま町長が提案理由で申し上げましたが、もう少し詳しくお話ししたいと思います。

今回の改正については、2点改正になってございます。まず1点目、国民健康保険の被保険者であった者が、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行をする場合、75歳になって移行していく場合について、国民健康保険税の軽減判定所得の算定特例というのを平成25年から設けて5年間という期限を区切っておりました。それは何かというと、旦那さんが74歳、奥さんが70歳、旦那さんが後期高齢に行きますということになると、奥さんは国保に残るわけですね。旦那さんは後期高齢ということになると、平等割はいいんですけども、均等割という1世帯に係るお金が国保にもかかるし高齢にもなるということなので、それを判定するために20年から5年間ということで、ことして終わりなんですけれども、大分少なくなるだろうということで国のほうでは5年間という期限を決めておりましたが、それを撤廃してその判定はこれからもずっと続くよということ、そういう条件になったときには続くよという改正が一つ。

それから、その判定を受けて、2点目が世帯割合、さっき言った世帯割ですね。それが延長されますということなんです。それについては、それで判定の中で特定世帯になると2分の1軽減されるんですけども、それも5年になるとなくなってしまうということだったんですけども、今回はそれを3年延長して、3年間は4分の1の軽減をしますというような法律改正でございます。

その内容がここにずっとこうあるわけですけども、涌谷町の場合ですと今普通世帯でその世帯割額が2万3,000円、特定世帯ですと1万1,500円、それから今回4分の1軽減になりますと、2分の1から少し上がりますので特定継続世帯は1万7,250円となるというような改正になって、今回改正になるというところでございます。

最後に、内容については、今2つ話した中での内容でございます。施行に関しましては、12ページにありますが、平成25年4月1日から施行となる。ただし、附則第18条の改正については平成26年1月1日、来年の1月1日からなるというような改正でございます。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第2号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 賛成多数であります。よって、承認第2号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



ここで休憩いたします。再開は2時5分といたします。

休憩 午後1時56分

再開 午後2時05分

[出席議員数休憩前に同じ]

○議長（遠藤釈雄君） 再開いたします。

---

◇

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第4、承認第3号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 承認第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は平成25年4月1日から幼稚園保育料、入園料及び預かり保育料の口座振替を始めるに当たり、納期を現在口座振替を行っている町税等に合わせるため条例を改正いたしましたので、ここにその報告をいたし承認を求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） 説明を省略し、これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第3号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。

---

◇

◎承認第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第5、承認第4号 専決処分した事件の承認についてから日程第12、承認第11号 専決処分した事件の承認についてはそれぞれ関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） ただいま一括上程されました承認第4号から承認第11号までの提案の理由を申し上げます。

まず、承認第4号の平成24年度涌谷町一般会計補正予算（専決第2号）につきましては、既定の予算額から歳入歳出それぞれ2億152万4,000円を減額いたし、総額を93億1,034万7,000円にいたしましたものであります。

主な内容につきましては、歳入では地方譲与税利子割交付金等の各種交付金において確定に基づきそれぞれ増減いたしましたものでございます。また、地方交付税におきましては、特別交付税において震災復興特別交付税や通常分の特別交付税が確定しましたことから増額いたしております。国庫支出金、県支出金につきましては、事業費等の確定によりそれぞれ増減をいたし、繰入金の震災復興基金繰入金につきましては事業の確定により減額し、財政調整基金繰入金につきましては歳入歳出の差額分を減額いたしましたものでございます。町債につきましては、事業の確定により借入額に変更が生じたので地域活性化事業債ほかそれぞれ減額いたしましたものでございます。次に、歳出につきましては、各種事業費の確定に伴いそれぞれ増減の補正を行ったものでございます。

次に、承認第5号の平成24年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）につきましては、規定の予算額に歳入歳出それぞれ4,460万6,000円を増額し、総額を25億783万1,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳入では保険給付費及び各拠出金に係る国庫支出金等の確定に伴う増額でございます。また、国庫補助金の特別調整交付金では特別事情分が交付され、県補助金の2号交付金においても経営姿勢良好分が交付されたものでございます。さらに、財政調整基金繰入金では歳入歳出差し引き額を戻し入れしたものでございます。歳出につきましては、国の特別調整交付金の直営診療施設整備分が認められたため、国保病院会計繰出金を増額いたしましたものでございます。

次に、承認第6号の平成24年度涌谷町後期高齢者医療保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）につきましては、規定の予算額に544万6,000円を増額し、総額を1億4,536万9,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳入におきましては、後期高齢者医療保険料並びに諸収入を増額し、歳出では広域連合納付金を増額し予備費を減額いたしましたものでございます。

次に、承認第7号 平成24年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）につきましては、規定の予算額から歳入歳出それぞれ500万円を減額し、総額を5億3,740万9,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、歳入では使用料及び負担金の増額により一般会計繰入金を減額し、歳出におきましては施設管理費及び建設費等の減額でございます。

次に、承認第8号 平成24年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（専決第1号）につきましては、規定の予算額から歳入歳出それぞれ100万円を減額し、総額を1億4,828万6,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、処理施設管理費の減額により、一般会計繰入金を減額いたしましたものでござい

す。

次に、承認第9号の平成24年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）につきましては、規定の予算額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を増額し、総額を13億7,493万5,000円にいたしましたものでございます。

主な内容につきましては、介護保険給付基金利子を同基金に積み立ていたしましたものでございます。

次に、承認第10号の平成24年度涌谷町水道事業会計補正予算（専決第1号）につきましては、収益的収入では東日本大震災の舗装本復旧工事の国庫補助金等の額の確定に伴い国庫補助金を減額し、一般会計補助金を増額いたしましたものでございます。

次に、承認第11号の平成24年度涌谷町国民健康保険病院事業会計補正予算（専決第1号）につきましては、国庫補助金が確定したことによる収益的収入及び資本的収入の補正と、災害復旧補助金の繰り越しによる差額等について収益的支出を補正いたしましたものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 各会計担当課長から順次説明願いますが、第4号の一般会計補正予算について初めに説明を求めます。それが終わりましたら、次の国保会計という順で説明をお願いしたいと思います。それでは、企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、平成24年度涌谷町一般会計補正予算（専決第2号）、予算書6ページをお開きいただきたいと思います。

第2表債務負担行為補正でございますが、わくや天平の湯RPF専用ボイラー賃借料の賃借期間の変更に伴って、限度額を変更したものでございます。

第3表地方債補正でございますが、町長の提案理由にございましたように、地域活性化事業ほかそれぞれ事業費確定に伴って町債を起す額を減じたものでございます。

それでは、12ページ、13ページをお開きいただきたいと思います。

2款の地方譲与税から、次のページ、8款の自動車取得税交付金までそれぞれ年度確定額が確定したため、それぞれ増減をいたしております。

それから、第10款地方交付税、普通交付税につきましては年度交付額の確定に伴い増額したものでございますが、細節2の特別交付税につきましては震災復興特別交付税が交付されることによって大きく増額をいたしましたものでございます。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次に、12款分担金及び負担金1節児童福祉費負担金の⑥他市町村受託保育入所負担金につきましては、年度内の受託児童数確定減に伴いまして減額をいたしましたものでございます。終わります。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 失礼しました。

鹿飼沼地区ほ場整備事業負担金でございますが、大崎市からの負担金、田尻地区の受益面積分でございますが、涌谷町を經由せずに直接県へ支払いとなったため減額をお願いするものでございます。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） 13款使用料及び手数料1項使用料3目衛生使用料②世代館研修館使用料159万円の増額でございます。4月から12月までおおむね月800人の利用でございましたが、

25年1月から3月まで月1,300人までの利用がふえたことにより増額となるものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次のページをお願いいたします。

6目教育使用料2節幼稚園使用料の①幼稚園保育料と④預かり保育料につきましては、それぞれの年間保育料の確定額をもって減額、増額をいたしましたものでございます。また、③未収繰越分につきましては、年度末までの収納見込み額をもって減額をいたしましたものでございます。終わります。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 次の2項手数料でございますが、総務手数料①から③までと、次の自動車臨時運行許可手数料でございますが、実績に基づきましてそれぞれ増減したものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（佐々木敏雄君） 14款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金の7節の障害者福祉費負担金⑩、⑪の負担金でございますが、法の改正に伴いまして科目等の変更がありましたので増減いたすものでございます。事業費としては確定したものでございます。

12節子ども手当負担金でございますが、これは実績見込みによるものでございます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 2項国庫補助金1目総務費国庫補助金1節総務費補助金の中の⑨情報通信技術利活用事業費補助金167万5,000円の減額です。住民情報システム更新業務を対象とした国庫補助金の額の確定に伴い減額したものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の細節⑫地域の元気臨時交付金でございますが、政権交代に伴って新設された交付金、24年度中の交付が見込まれなかったために全額減額するものでございます。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（佐々木敏雄君） 2目の民生費国庫負担金でございますが、⑮の障害者程度認定区分認定事務費の補助金、確定による減でございます。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 次の災害廃棄物処理事業費補助金でございますが、事業費の確定に伴うもので、平成24年度の補助金は4月から1月までの実績となっており、1,424万8,000円の減額をいたすものです。24年度の災害廃棄物処理事業費補助金の合計額は、2億445万2,000円となります。終わります。

○町民医療福祉センター健康課長（久道光子君） 3目衛生費国庫補助金1節⑥の妊婦検診支援事業補助金、⑦のがん検診推進事業費補助金につきましては、実績に基づいた補助金の確定による減額です。

○建設課参事兼課長（平塚盛茂君） 次に、5目土木費国庫補助金道路改良費補助金④の社会資本整備総合交付金594万4,000円の減額ですが、国の第2補正の額の確定により減額するものでございます。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次のページをお願いいたします。

7目教育費国庫補助金1節小学校費補助金及び2節中学校補助金につきましては、特別支援児童生徒11人に係る就学費、及び東日本大震災により被災し就学援助を必要とする児童生徒10人に係る援助費の額の確定により減額をいたしましたものでございます。

また、第3節の幼稚園費補助金につきましては、それぞれ額の確定により減額、増額をいたしましたものでございます。②学校施設環境改善交付金の増額につきましては、幼保一元化施設改修事業補助、これは幼稚園機能分に係る分でございますが、額の確定により増額となったものでございます。終わります。

○生涯学習課長（門田勝則君） 5節文教施設災害補助金②社会教育施設災害復旧事業費補助金229万5,000円の減額をお願いするものでございます。額の確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（佐々木敏雄君） 3項委託金2目民生委員委託金の2節児童福祉委託金でございます。③として、特別児童扶養手当事務費委託金でございますが、特別児童と20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で看護、養育している父母に支給されるものですが、確定によるものでございます。

15款県支出金1項県負担金1目民生費負担金1節社会福祉費負担金でございますが、民生費推薦会の運営費の負担金が1回で済んだということの減でございます。

13節子ども手当負担金、これも実績見込みによるものでございます。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 次の14節災害救助費負担金でございますが、災害弔慰金負担金につきましては、1名の方を計上しておりましたが、調査の結果災害とは関係なかったと判断されたので減額するものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の2項県補助金1目総務費県補助金、緊急雇用創出事業補助金、地域人材育成事業補助金とも事業費の確定に伴う減額でございます。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（佐々木敏雄君） 次のページ、20、21ページをお開きいただきたいと思えます。

2目民生費県補助金4節児童福祉費補助金①乳幼児医療費補助金、それから⑦の母子・父子家庭医療費補助金は実績見込みによるものでございます。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次の⑤児童福祉施設等給食安全・安心対策事業費補助金75万4,000円の増額措置でございますが、涌谷保育園と城山保育所で実施いたしました給食材料の放射能検査料に要しました費用に対して補助事業となるものでございます。それと、⑨低年齢児保育施設助成事業補助金につきましては、事業補助額確定により増額いたしましたものでございます。これにつきましては、修紅幼稚園が補助対象の施設となるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（佐々木敏雄君） 5節の障害者福祉費補助金でございます。⑦の心身障害者医療費補助金、これは実績見込みによるもの。それから、⑳の知的障害者援護施設特別処遇加算費補助金、それから㉑の障害者自立支援特別対策事業補助金につきましては、確定によるものでございます。

○町民生活課長（泉沢幸吉君） 9節災害廃棄物処理基金補助金①災害廃棄物処理基金補助金につきましては、額の確定により1,215万円を減額するものでございます。

○町民医療福祉センター健康課長（久道光子君） 3目衛生費県補助金1節保健衛生費補助金⑨健康増進事業等補助金、⑩子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金、⑫食育実践地域活動支援事業補助金、これら全て実績に基づいた補助金の確定による増減となります。

○上下水道課長（安田富夫君） 次に、4節環境衛生費補助金①合併処理浄化槽設置推進事業費補助金50万1,000円の増額でございます。額の確定によるものでございます。この補助金につきましては、県の予算の枠内で最終的に交付される補助金となっております。終わります。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 1節農業費補助金⑫農業災害対策資金利子補給事業費補助金でございますが、涌谷町では申請者が全くございませんでしたので、全額減額するものでございます。⑬畜産経営

復興総合支援事業補助金でございますが、当初8件の申請がございましたが、そのうち1件取り下げがありましたことから減額をお願いするものでございます。

続きまして、林業費補助金①松くい虫防除事業補助金でございますが、確定によるものでございます。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 続きまして、3項委託金1目総務費委託金1節選挙費委託金で、衆議院議員選挙164万円の減額です。額の確定により減額したものでございます。終わります。

○生涯学習課長（門田勝則君） 6目教育費委託金2節社会教育費委託金⑤被災ミュージアム再興事業委託金588万7,000円の減額、⑥協働教育プラットフォーム事業委託金8万5,000円の減、⑦宮城県放課後子ども教室推進事業委託金2,000円の増、額の確定による増減をお願いしたものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 22、23ページをお願いいたします。

16款財産収入2目利子及び配当金①の財政調整基金利子、②の減災基金利子、③ふるさと涌谷創生基金利子、⑧土地開発基金利子、⑨震災復興基金利子、いずれも利子額の確定に伴う増額でございます。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） ⑤阿部卓爾記念農業振興奨励基金利子でございますが、確定によるものでございます。⑭ふるさと・水と土保全基金利子でございますが、同じく確定によるものでございます。

○建設課参事兼課長（平塚盛茂君） 次に、⑦公営住宅基金利子9万8,000円の増額ですが、額の確定によるものでございます。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（佐々木敏雄君） ⑯の保健福祉基金利子でございますが、確定によるものでございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の2項財産売却収入の立木売却収入でございますが、町有地の立木売り払いに伴う収入でございます。

それから、次の18款繰入金2項基金繰入金の財政調整基金繰入金2億9,300万円の減額につきましては、町長の提案理由にございましたように歳入歳出の差を減額するものでございます。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、農業高齢者肉牛貸付基金繰入金でございますが、確定により10万円をお願いするものでございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それから、12目震災復興基金繰入金でございますが、年度事業費の確定に伴う4,085万6,000円の減額でございます。

○農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、①肉用牛特別導入事業基金繰入金でございますが、平均単価が低価格であったため繰り入れを行うものでございます。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それから、次のページ、24、25ページをお願いいたします。

20款諸収入、町預金利子でございますが、利子額確定に伴う9万2,000円の減額でございます。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（佐々木敏雄君） 3項貸付金元利収入2目の民生費貸付金元利収入でございます。母子福祉貸付金元利収入の減でございますが、当初5万円の7名分見込んでおりましたが、年度内の償還が見込めないために減額するものでございます。現在、2件の貸し付けをしております。22年度、それから25年度の貸し付けを現在いたしております。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次に、5目教育費貸付金元利収入1節奨学資金貸付金元利収入で30万円の減額でございますが、予算額に対しまして年度内の収納回収見込み額が立ちませ

るので、その差額分を減額したものでございます。終わります。

- 農林振興課参事兼課長（村上芳行君） 続きまして、①農業高齢者肉用牛貸付金元利収入でございますが、先ほどの繰入金と同額で確定によるものでございます。
- 教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次に、5項雑入3目学校給食費徴収金1節給食費徴収金で69万1,000円の減額につきましては、年間学校給食費徴収金額確定により減額いたしましたものでございます。終わります。
- 町民医療福祉センター健康課長（久道光子君） 5目雑入1節雑入②生活習慣病検診手数料、この生活習慣病検診の中には特定健診、がん検診が含まれております。それから、③の後期高齢検診手数料、これは75歳以上の方々の健康診査でございます。以上、全てそれぞれ確定による減額となります。
- 農林振興課参事兼課長（村上芳行君） ②家畜防疫事務費補助金でございますが、3万1,000円確定によるものでございます。
- 総務課参事兼課長（城口貴志生君） 次の③辺地共聴施設整備事業補助金794万6,000円の減ですけれども、地上デジタル放送開始に伴い発生した難視聴地区への補助金の額の決定により減額したものでございます。
- 企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の④新・地域再生マネージャー事業助成金でございますが、生薬のまちづくり事業に対するふるさと財団からの補助金、事業費確定に伴い173万7,000円を減額したものでございます。

それから、21款町債につきましては、冒頭第3表でご説明したとおりでございます。

それでは、28、29ページをお開きいただきたいと思います。

歳出でございます。歳出2款総務費1項総務管理費、文書広報費、ホームページ作成システム導入委託料でございますが、賃借料と委託料の内容精査の上、140万円減額したものでございます。

それから、4の財産管理費1の管財一般経費でございますが、RPFボイラーの賃借料と地域振興公社の指定管理料の組みかえをお願いするものでございます。

それから、2の庁舎管理経費につきましては、営農センターへ移った際の事務室改修工事負担金の事業費確定に伴って減額でございます。

それから、次の5目企画費、企画調整経費でございますが、それぞれ事業費の確定、特に主に生薬のまちづくり事業に関する事業費確定に伴って減額をしたものでございます。

それから、3基金管理経費の積立金でございますが、ふるさと涌谷創生基金積立金につきましては地域の元金臨時交付金分、積み立てる予定だったものを9,300万円減額と利子分を差し引きの9,299万7,000円を減額するものでございますが、減額後の平成24年度末のふるさと涌谷創生基金の残高1,377万4,000円でございます。1,377万4,000円でございます。それから、震災復興基金積立金、利子分15万1,000円を増額するものでございます。積み立て後の震災復興基金残高でございますが、7億7,352万円、7億7,352万円になるものでございます。

それでは、次の30、31ページをお願いいたします。

- 総務課参事兼課長（城口貴志生君） 4情報化推進経費で1,156万3,000円の減額です。まず、委託料で新住民情報システム導入業務委託料361万7,000円の減ですけれども、歳入で説明しましたとおり国庫補助金の確

定により減額補正をしたものでございます。

続きまして、19節補助交付金④補助交付金、地上デジタル放送共聴施設建設費補助金794万6,000円の減ですけれども、これにつきましても歳入の額が確定したために同額を減額したものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の土地開発基金費、繰出金でございますが、利子分を繰り出すものでございます。

それから、次の財政調整基金費106万4,000円の増でございますが、基金利子補正分の増額でございます。積み立て後の財政調整基金の残高でございますが、11億3,531万8,000円、11億3,531万8,000円になるものでございます。

次の13目減災基金費でございますが、同じく利子分の積み立てをふやすもので5万5,000円の増額をお願いするものでございます。積み立て後の減災基金の残高でございますが、3億9万8,000円、3億9万8,000円になるものでございます。

○総務課防犯交通室長（小島 昭君） 14目諸費、細目防犯経費で19節負担金補助及び交付金で457万8,000円の減額でございます。LED防犯灯設置補助金でございますが、250基分の予算に対しまして32基設置してございます。その残額でございます。なお、平成24年度中に設置したLEDの防犯灯につきましては、23年度からの繰り越し分87基合わせまして119基となっております。終わります。

○総務課参事兼課長（城口貴志生君） 32ページ、33ページをお開きください。

4項選挙費3衆議院議員選挙費の1衆議院議員選挙費163万1,000円の減額でございます。歳入の選挙費委託金の確定に伴い、支出が確定し減額補正したものでございます。なお、今回の人件費の補正につきましてはこの選挙費のみとなります。終わります。

○町民医療福祉センター副センター長兼福祉課長（佐々木敏雄君） 3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、社会福祉事務経費で631万5,000円の減額でございます。主に繰出金でございます。国保会計への繰り出し分で、事業の実績及び実績見込みを減額したものでございます。

次に、3目老人福祉費、在宅老人福祉経費でございますが、委託金、これは466万円ほどの減ですが、これは緊急雇用創出事業の一環でございまして、老人介護施設のほうに人材育成という形でお願いしたものでございます。当初4名見込んでおりましたけれども3名、4月からの雇用という形で、現在も3名そのまま継続で勤務しているということでございます。

それから、19負担金補助及び交付金でございますが、社会福祉法人等軽減の補助でございます。現在9名の方の申請がありまして、見込みを専決したものでございます。

それから3の基金管理費、積立金でございますが、利子分を積み立てするもので、積み立て後の金額、残額でございますが912万6,000円となるものでございます。

次のページ、お開きいただきたいと思います。

老人保護措置経費の委託費でございます。これは、実績見込みで増額したものでございます。年度末で、現在25名の方が措置利用をされてございます。

それから、4目の障害者福祉費でございますけれども、これは国県補助の額が確定になりましたので、財源の組みかえをしたものでございます。



2項児童福祉費1目児童福祉総務費、子ども手当支給費でございますが、扶助費①の子ども手当、それから5子ども医療費支給経費の役務費の②手数料になります。これらは実績見込みによるものの減でございます。

それから、子ども医療費助成金でございますけれども、これは震災の減免による減でございます。当初、年度内だけの補助ということでしたが、丸1年助成が、震災の減免があったということの減でございます。

それから、3目母子・父子福祉費、その中の扶助費でございますが、母子・父子家庭医療費の助成金でございますが、これも震災減免による減額によるものでございます。

○**教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君）** 次に、6目保育所費3幼保一元化施設整備事業経費で1,686万5,000円の減額でございます。これにつきましては、幼保一元化施設改修工事の入札不調に伴う契約時期の遅れ、契約後のその後の工事内容の変更等、あと工事の遅れ等もあり事業費確定が遅れたため、今回の補正となったものでございます。終わります。

○**町民生活課長（泉沢幸吉君）** 次のページ、36、37ページをお開きください。

3項災害救助費1目災害救助費の災害救助経費でございます。13節の委託料でございますが、黄金山ごみ捨て場の管理及び運搬委託料で2,647万3,000円の増額、15節工事請負費の倒壊家屋解体撤去工事で67万8,000円の減額でございます。

次の20扶助費、災害弔慰金につきましては、歳入でもご説明いたしました。1名の方が該当しなかったということで250万円の減額でございます。

21貸付金でございます。災害援護資金貸付金の1,230万円の減額でございますが、5,000万円を予定しておりましたけれども、24年度においては20人の方に3,770万円を貸し付けて確定したものでございます。終わります。

○**上下水道課長（安田富夫君）** 次に、4款衛生費3目環境衛生費5生活排水処理施設経費19④補助交付金、合併処理浄化槽設置整備事業補助金でございますが、事業の完了により116万円の減額をお願いするものでございます。なお、24年度の実績につきましては5人槽が12基、7人槽が25基、10人槽が2基、合わせまして39基となっております。終わります。

○**町民生活課長（泉沢幸吉君）** 次の2項清掃費1目塵芥処理費、塵芥処理経費の19節負担金及び交付金につきましては、大崎地域広域行政事務組合負担金の額の確定によるものです。

次のページ、3項上下水道費1目上水道施設費の上水道施設経費でございますが、額の確定によるものでございます。終わります。

○**農林振興課参事兼課長（村上芳行君）** 続きまして、6款農業水産業費でございます。農業振興対策事業費④補助交付金、農業災害対策資金利子助成事業補助金でございますが、歳入でも説明いたしました。申請者がございませんでしたので全額減額するものでございます。

続きまして、ふるさと・水と土保全基金積立金4,000円ですが、確定によるものでございます。

続きまして、農業振興奨励基金積立金2万5,000円ですが、確定によるものでございます。

続きまして、畜産振興事業費④畜産経営復興総合支援事業補助金でございますが、歳入でもご説明いたしました。1件の方が取り下げいたしましたので確定によるものでございます。

次の肉用牛特別導入事業貸付金でございますが、これも歳入でご説明いたしました、牛の単価が下がったということで減額するものでございます。

続きまして、繰出金、農業高齢者肉用牛貸付基金繰出金でございますが、確定によるものでございます。

続きまして、40、41ページをお開きください。

農地費の農地整備事業経費でございます。国県負担金、県営ほ場整備事業負担金で1,300万9,000円の減額でございますが、名鱈地区ほ場整備事業におきまして区画整理を進めてまいりましたが、当初賛成者でございました方が途中から1名ほど不同意者が出てきまして、田沼工区の工事が着手できなくなりました分と、尾切工区区画整理工事7.8ヘクタール、名鱈用排水路測量設計業務0.9キロのみとなったものでございます。

続きまして、農業集落排水事業特別会計繰出金につきましては、確定によるものでございます。

○まちづくり推進課長（今野博行君） 続きまして、7款商工費1項商工費2目商工業振興費につきましては、財源の組みかえでございます。

3目観光費1細目観光振興対策経費13節委託料につきましては、観光栗園整備委託料の契約差金でございます。終わります。

○建設課参事兼課長（平塚盛茂君） 続きまして、8款土木費2項道路橋りょう費2目の道路維持費でございます。道路維持補助事業15万8,000円の減額ですが、額の確定により減額するものでございます。

42、43ページをお開き願います。

3目道路新設改良費、道路新設改良事業費1,188万7,000円の減額ですが、委託料の上谷地内排水計画策定業務委託料、工事請負費の町道道路改良工事の額の確定により減額するものでございます。

次に、3項の都市計画費3目都市下水路費、都市下水路管理経費の委託料の涌谷町雨水排水計画策定業務委託料223万3,000円の減額ですが、額の確定によるものでございます。

次に、4目の下水道建設費、下水道建設事業費、繰出金、公共下水道事業特別会計繰出金1,000万円の減額ですが、額の確定によるものでございます。

次に、4項の住宅費1目住宅管理費、基金管理経費9万8,000円の増額ですが、額の確定による増額をお願いするものでございます。

次に、2目住宅建設費、災害公営整備事業費の4,565万5,000円の減額ですが、手数料、それから公有財産購入費の額の確定により減額するものでございます。終わります。

○総務課防災交通室長（小島 昭君） 44ページ、45ページをお開き願います。

9款消費費1項消費費5目災害対策費19節負担金補助及び交付金で122万5,000円の減額でございます。自主防災組織に対する防災資機材の購入補助金の減額でございます。今回までの予算補助につきましては、23行政区294万円でございますけれども、3月までの交付金が14行政区で171万5,000円でしたので、9行政区122万5,000円分を減額するものでございます。なお、25年3月末現在の自主防災組織の結成状況につきましては31行政区、5月末の結成状況は35行政区となっております。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次に、10款教育費2項小学校費及び3項中学校費の教育振興費で、30万4,000円と29万2,000円の減額をいたしたものでございます。それぞれの特別支援、及び歳入の際申し上げました被災児童生徒への就学奨励費及び援助費に係る事業費の確定に伴って、減額を

いたしましたものでございます。

4目幼稚園費につきましては、財源の組みかえでございます。終わります。

○生涯学習課長（門田勝則君） 次のページ、46、47ページをお開き願いたいと思います。

5項社会教育費1目社会教育総務費2社会教育事務経費19節負担金補助及び交付金、元気わくやふれあい町づくり補助金18万4,000円の減額をお願いするものでございます。額の確定によるものでございます。

3目文化財保護費1文化財保護経費でございますが、収蔵庫の完成が早くなりますことを見込みまして実は光熱水費66万8,000円と保険料8,000円を計上いたしました。資材、主にコンクリートになりますが、調達に時間がかかりまして工期いっぱいの工事となりましたので、それぞれ減額をお願いするものでございます。

また、13節委託料、文化財収蔵庫設置工事管理業務委託料及び文化財収蔵庫用地境界確定業務委託料2万1,000円、4万6,000円の減額。工事請負費につきましては、文化財収蔵庫設置工事510万4,000円の減額。このことにつきましては、額の確定によるものでございます。終わります。

○教育総務課参事兼課長兼給食センター所長（高橋勝一君） 次に、6項保健体育費2目給食センター運営費で109万5,000円の減額をいたしましたものでございます。給食材料費年間所要額確定に伴っての減額でございます。終わります。

○生涯学習課長（門田勝則君） 11款災害復旧費3項文教施設災害復旧費2目社会教育施設災害復旧費1社会教育施設災害復旧費11節需用費②消耗品2,000円の減額をお願いするものでございます。額の確定によるものでございます。終わります。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 次の48、49ページをお開きいただきます。

予備費8万5,000円の増額でございますが、歳入歳出の差額でございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） ここで10分休憩いたしますが、ただいまの説明でおわかりのように第4号の説明のみでも多岐にわたる説明でございますので、先ほどそれぞれ各会計関連がございますことから一括議題といたしまして、一括説明及び一括質疑としますと各会計ごとに混乱が生じるのかなという思いでありますので、以後の各担当課長への説明は各会計ごとといたしまして、これより各会計ごとに質疑、討論、そして採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、休憩後にそのような形で議事運営としたいと思います。休憩します。3時10分に再開いたします。

休憩 午後3時00分

再開 午後3時10分

〔出席議員数休憩前に同じ〕

○議長（遠藤稔雄君） 再開いたします。

承認第4号平成24年度涌谷町一般会計補正予算（専決第2号）についての説明が終了しました。

これより質疑に入ります。4番。

○4番（久 勉君） 29ページの地域振興公社指定管理料、委託で162万8,000円増で、ボイラーの賃借料で162万8,000円の減。このボイラーの162万8,000円減というのは、多分きちんとできなくて延期になったということだと思うんですけども、その金がそっくりそのまま指定管理料に行くというのはどんな意味があるんでしょう。このRPFボイラーをつくらなければ、従来のボイラーで、例えば重油を使うとかそういうんだったらわかるんですけども、何か同額というのは……。何で同額なのか。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 今、議員さんおっしゃられたとおり、天平の湯RPFボイラーにつきましては万全を期すために、納期、後にずれたということで、その賃借料を減額した分、結局その間重油を使うようになるということで、重油代の補填ということでの162万8,000円。細かく計算すればというか、後の精算ではきちんと出るわけですが、とりあえずの賃借料減額分を燃油の差額分ということで組みかえをいたしましたものでございます。

○議長（遠藤稔雄君） いいですか。

ほかに。7番。

○7番（伊藤雅一君） ページ数、17ページ。国庫補助金というところで、右側に9,300万円三角ついていますが、これ説明をしていただきたいと思います。説明を加えてください。

もう1カ所、23ページ。同じように、繰入金の中に右側に2億9,300万円三角ついていますが、これ年度末調整そういったことが主な原因かと思いますが、なおさら全体的な資金繰りから見た見方を持っておられると思いますので、この内容をひとつ説明お願いしたいと思います。

それから、その下のもう一つ、震災復興基金繰入金、これも4,085万6,000円三角ついていますが。この3カ所をひとつ説明を加えていただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） それでは、17ページの地域の元気臨時交付金でございますが、先ほど説明申し上げましたとおり、この交付金につきましては現在の安倍内閣に交代した際に目玉事業ということで創設された事業でございます。それで、マスコミ等で議員さんごらんになったかとは思いますが、安倍内閣景気浮揚のために15カ月予算ということで、ことしの1月から25年度末まで資金を使えるという15カ月予算という考え方で、国のほうでは平成24年度予算に計上いたしております。それで、その取り扱いについて県等と協議し、県のほうでもこの元気臨時交付金について24年度予算に計上するというところでございましたので、町のほうでも県と足並みをそろえまして24年度予算に計上したところでございますが、ふたを開けてみたら実際は24年度中の交付はなかったということで、一旦24年度予算のほうからは全額でございます9,300万円の減額をいたしましたものでございます。

それから、23ページの財政調整基金の繰入金でございますが、議員さんおっしゃるとおり2億9,300万円につきましては年度末の財源の調整という意味合いでの減額でございます。それで、この減額に至った一番大きな理由につきましては、地方交付税の特別交付税のほうで震災復興特別交付税を含む3億1,487万9,000円の増額をいたしておりますが、これが震災復興特別交付税が入ったことによって財政調整基金を充ててお

りました分、2億9,300万円が減額に至ったというものでございます。

それから、震災復興基金繰入金につきましては、歳出のほうの災害公営住宅整備事業のほうで、公有財産購入等で大幅に減額しておりますことから、その財源であります震災復興基金繰入金が専決でマイナスとなったものでございます。以上です。

○議長（遠藤釈雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第4号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第4号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



#### ◎承認第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 続きまして、承認第5号の説明をお願いします。

○町民医療センター健康課長（久道光子君） では、承認第5号の説明をさせていただきます。

この案件につきましては、先ほど町長が説明いたしましたとおり特別調整交付金としての医療費一部負担免除分や経営姿勢良好分としての交付金があり、基金の取り崩しを行う必要がなく基金の戻し入れが可能となり、増額に転じたものです。なお、24年度末の基金残高は2億6,448万7,000円となっております。

先ほども説明ありましたが、歳出におきましては国保直診施設であります涌谷町国保病院へオーダーリングシステム等の導入のため53万8,000円繰り出すことができました。

以上、承認第5号の議案書、詳細については見ていただければと思いますが、よろしくお願いたします。

○議長（遠藤釈雄君） 質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第5号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第5号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 続きまして、第6号の説明を求めます。（「町長の説明でわかりましたので」の声あり）

はい。説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） 討論を終結いたします。

これより承認第6号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第6号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 続きまして、承認第7号の説明を求めます。（「いや、いい。省略して」の声あり）

説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第7号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第7号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 続きまして、第8号の説明を求めます。（「省略」の声あり）  
説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。  
これより承認第8号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。  
本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第8号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 続きまして、承認第9号。（「省略」の声あり）  
説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。  
これより承認第9号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。  
本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第9号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 承認第10号、説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第10号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第10号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



◎承認第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 続きまして、承認第11号。（「省略」の声あり）

説明を省略します。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより承認第11号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、承認第11号 専決処分した事件の承認については承認することに決しました。



---

◇

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第13、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第1号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成24年度涌谷町一般会計補正予算（第9号）においてそれぞれお認めいただきました11事業につきまして、総額4億1,400万2,000円を平成25年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（高橋宏明君） 平成24年度涌谷町繰越明許費繰越計算書をご説明申し上げます。

平成25年第3回涌谷町議会定例会議案書の33ページをお開きいただきたいと思います。

ただいま町長の提案理由にごございましたように、平成25年3月定例会におきましてご可決いただきました一般会計補正予算（第9号）においてお認めいただきました、総務費の地上デジタル放送共聴施設整備事業から災害復旧費の涌谷公民館災害復旧事業までの11事業を平成25年度に4億1,400万2,000円を繰り越したものでございます。

それで、補正予算におきましては繰り越しの限度額を4億3,359万円としていたところでございますが、その後の事業の進捗等がございまして、実際の繰越額につきましては4億1,400万2,000円となったものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。

---

◇

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第14、報告第2号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第2号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成24年度涌谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第6号）においてお認めいただきました繰越明許費について公共下水道建設事業の污水管渠工事及び舗装本復旧工事で900万円、東日本大震災の復旧工事で3,807万円を平成25年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。（「説明省略」

の声あり)

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



#### ◎報告第3号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第15、報告第3号 繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第3号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成24年度涌谷町農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）においてお認めいただきました東日本大震災の災害復旧事業のうち、2,024万3,000円を平成25年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



#### ◎報告第4号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第16、報告第4号 繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第4号の提案の理由を申し上げます。

本案は、繰越明許費のうち、石綿セメント管更新事業費につきまして323万6,000円を平成25年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。（「省略」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。

---

◇

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第17、報告第5号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第5号の提案の理由を申し上げます。

本案は、住宅修繕支援事業及び地域防災計画見直し及び職員初動マニュアル策定事業、公共土木施設災害復旧事業につきましてそれぞれ年度内の完了に向けて事業を進めてまいりましたが、年度内に事業を完了することが困難となったため事故繰越しとしまして、総額6,752万2,700円を平成25年度に繰越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。

---

◇

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第18、報告第6号 事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第6号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成24年度に繰越しいたしました繰越明許費のうち、平成24年度内に完了することが困難となりました災害復旧事業費645万2,000円を平成25年度に繰越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。（「省略」の声あり）

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（遠藤稔雄君） 日程第19、報告第7号 事故繰越し繰越し計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 報告第7号の提案の理由を申し上げます。

本案は、平成24年度に繰り越しいたしました繰越明許費のうち、平成24年度内に完了することが困難になりました災害復旧事業費5,838万4,200円を平成25年度に繰り越しいたしましたのでご報告申し上げます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 説明を省略いたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これで報告は終了いたしました。



◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤稔雄君） 日程第20、議案52号 涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第52号の提案の理由を申し上げます。

本案は、国民健康保険病院の治療費及び死体検案料を改正いたそうとするものでございます。自由診療の鍼灸治療費につきましては若干の赤字状態にありますこと、また死体検案料につきましては1体につき定額としておりましたが、時間内、時間外等の段階的な使用料に改正いたそうとするものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（遠藤稔雄君） 総務管理課長。

○町民医療福祉センター総務管理課長（浅野孝典君） それでは、議案第52号 涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書46ページ、47ページになります。

涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例の一部を次のように改正いたすものであります。

第2条関係の別表第1使用料（1）国民健康保険病院の表を次のように改めるものでございます。

説明につきましては、新旧対照表16ページでご説明を申し上げます。

16ページ。今回、改正いたします項目につきましては、改正前の表におきましての4番死体検案料、5番指定老人訪問看護料、7番鍼灸治療の3項目を改正いたすものでございます。

初めに、4死体検案料の改正でございますが、これまで昼夜を問わない時間帯で3万円の料金をいただいておりますが、今回時間内は3万円、時間外は4万円、そして休日または深夜は6万円という3段階での料金に改正をいたそうとするものであります。診療報酬の診察料であります初診料、再診料についても受け付けの時間帯によってそれぞれ加算点数が定められております。また、近隣の15自治体病院の料金についても調査をいたしたところ、15自治体病院中10病院において時間帯による料金設定を行っているという状況でございました。24年度の死体検案料は、17件ありました。時間内が3件、時間外が6件、休日が5件、深夜が3件の全部で17件でした。そういった実績から時間内、時間外、休日深夜の部分の3段階に改正をいたすものでございます。

これらの時間内、時間外、休日、深夜の定義につきましては、備考（2）のほうで整理をいたしたところであります。

次に、改正前の番号5指定老人訪問看護料につきましては、現在老人保健法が施行されておられませんので削除し、条文の整理を行うものであります。よって、6から5へ繰り上げし、7の鍼灸治療を6に繰り上げをいたすものであります。

鍼灸治療費の改正でございます。町長の提案理由でもご説明申し上げましたとおり、平成19年7月から自由診療として開始し、その鍼灸治療費につきましては人件費及び材料費相当額を負担していただくことで設定をいたしたところでございます。現在、6年が経過し若干の赤字状態にありますことから、今回2,000円から2,500円のご負担の改正をお願いいたそうとするものでございます。

なお、24年度の鍼灸治療件数は1,844件、1,844件。1日平均7.7人の実績となっております。

なお、この条例の施行につきましては、予告、周知期間も一定程度必要とされることから、平成25年10月1日から施行をお願いいたすものでございます。終わります。

○議長（遠藤釈雄君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤釈雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第52号 涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（遠藤釈雄君） 挙手全員であります。よって、議案第52号 涌谷町健康と福祉の丘使用料及び手数料条例の一部を改正する条例は原案のとおり決しました。

◇

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（遠藤釈雄君） 日程第21、議案53号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（安部周治君） 議案第53号の提案の理由を申し上げます。

本案は、町営八雲住宅の入居者が長期にわたり家賃を滞納していますことから、涌谷町町営住宅条例第34条の規定に基づき明け渡しを求めるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたさせますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（遠藤釈雄君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（平塚盛茂君） それでは、議案53号、48ページをお開き願います。

訴えの提起について。

下記のとおり訴えを提起するため、地方自治法第96条の第1項第12号の規定によりまして、議会の議決を求める。

1 といまして、訴えの趣旨でございます。町営八雲住宅の明け渡しを請求する。滞納家賃の支払いを請求する。

訴えの理由。相手方は、町営住宅に入居契約している者であります。長期にわたり住宅家賃を滞納いたしまして、本町の催告にもかかわらず家賃は納付されておりません。

訴えの相手方。宮城県遠田郡涌谷町字渋江123番地3、町営八雲住宅616号、伏見輝子。

4、訴えの対象物件。町営八雲住宅616号。

5、授權事項。必要に応じ次の行為をすることができる。（1）訴えの取り下げ、和解、請求の放棄または認諾。（2）控訴、上告またはその取り下げ。（3）その他請求の内容を実現するために必要な裁判上の行為。

6、管轄裁判所。仙台地方裁判所古川支部。

それでは、議会定例会資料の9ページをお開き願います。9ページの資料は、町営八雲住宅明け渡し請求に関する資料でございます。

入居年月日は、平成14年4月1日。

世帯の状況は、伏見輝子ほか2名。

連帯保証人は、涌谷町在住、年齢80歳の知人です。

それから、滞納状況、年度別滞納状況あるいは催告等の状況は明記しておりますけれども、その中で、滞納状況の中で平成24年度7万7,400円とありますが、この7万7,400円は前年度の家賃2万3,400円ということでありまして、催告等の状況にもありますように収入申告の提出を4回ほど求めておりましたけれども申告がされず、近傍同士というか一般の家賃の金額ということで7万7,400円の家賃を取っているようなこととございます。その中で、平成22年度に、保証人がおりますので保証人のほうにも催告文書を送付いたしまして、1月6日に保証人が来庁して相談しております。それに応じて、1月25日にはこの50歳の子が来まし

て、納付計画相談をしております。それも受けて、再三、その後も電話勧告とかそういうものを行ったわけなんですけれども、依然納入されていないということでありまして、その後、震災等が起きまして催告、保証人の催告を通知しないまま2年過ぎた経過がございました。

その上で、裁判を提起するに当たり、町の弁護士と相談致しまして、今回については入居者のみの提起として明け渡しを求めることになりましたので、今回提訴することになりました。以上でございます。

○議長（遠藤稔雄君） これより質疑に入ります。8番。

○8番（門田善則君） 八雲住宅については、前もこういった事例があって、そのときにも言った記憶があるんですけども、問題は、要は入れるときの状況、入居するときの状況と、やっぱり入る人がちょっと勘違いしているのかなど。また、保証人という重い名前といいますか、「保証人」という名前。その人、保証人になる人が、それを十分に理解しているのかどうかということが、私は相当問題だと思うんですね。

本来、こんなに長い年数を支払いしないまま入居していることは、あり得ないんです。普通だったら、もう3カ月遅れた場合、普通のアパートに入っていたらですね、保証人に請求行くんです。そして、保証人が払わない限りはそこを明け渡さなきゃないんですよ、普通のアパートの場合。そして、新たに今アパートには個人保証よりも保証会社がついているのが多いんです。保証会社の場合は、チェーンロックといいまして家に入れなくなるんですよ、3カ月過ぎると。そういった制度を課長はどのぐらい知っていますか。聞いたことありますか。その辺をお聞かせください。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（平塚盛茂君） 保証人につきましては、入居をする際には当然入居者とあわせて保証人のほうにはこういう状況の中での保証人ですというような通知はしております。ただ、今お話しされた3カ月ごとの保証人のあり方についてだと思うんですけども、それについては特に八雲住宅あるいは町営住宅が結構低所得者というようなことで、保証人をつけている方はほとんどなんですけれども、やはり低所得者ゆえにかどうかかわからないですけども、結構そういうような方も見受けられるというようなことで、実際に保証人のほうにもご案内、催告をしながら指導はしているものの、なかなか取り立てるところまで行っていないのが現状であります。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） この書類を見る限り、参考資料を見る限り、保証人には22年の1月6日ですよ。来庁相談をしていると。それ以後のこと、保証人については書いていないですよ、私見ましたけれども。やっていないんじゃないですか。普通でしたら、保証人に請求しなきゃないですよ、常に。常に保証人なんです。当事者はもう関係ないんです。ルール上は、契約上からいったら次は保証人ですよ、ずっと。銀行でお金貸して、保証人ついていて本人支払えないときは、保証人ですよ、すぐ。保証人の財産も押さえたりなんなりするんですよ。その辺、ちょっと課長、理解が違うんじゃないですか。その点、副町長とかどう考えているんですか。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） 大変、これだけ長く滞納していて、保証人に対してももう少しきめ細かく督促をしていくべきだったのかなというふうな反省があります。もうこういった状況になってきますと、弁護士さん

とも相談したわけでございますけれども、訴えをせざるを得ないだろうという判断になって今回こういう提案になったわけでございます。これまでの反省を踏まえて、今後このようなことのないようにやっぱり事務局も常にそういった対応をしていかなければいけないというふうに思っております。

○議長（遠藤稔雄君） 8番。

○8番（門田善則君） 本当にそのとおりだと思います。実を言うと、私は、ちょっと厳しいかもしれませんがけれども、要は裁判とかなんとかというのは、本来町民としてやってほしくないんですね。ならば、自然体のうちに、またこういう場所に出てこないうちに解決していただくことが一番の理想かということが、私、前提にあるものですからこういった質疑をさせていただくわけですが、とにかく入居させるときの保証人に対する説明、3カ月払わなかったら、5カ月払わなかったらこうなりますよというようなことをきちんと了解していただいてやっていただければ、恐らくこういう問題は二度と、余り起きないのではないかなというふうに思います。

それと、もう一つは、この八雲住宅って人気があるんですね。町民の中の人に入りたい人いっぱいいるんですよ。私も聞かれたこと、何回もあるんですよ。だから、こういう状況で入られている人がいること自体が、入りたいた人に失礼なんですよ、私から言うと。ですから、そういうことを踏まえて、あえて、本当は言いたくないこの議案でもありますけれども、言わせていただきましたけれども、本当に個人のプライバシーの部分でもあるし、本来こういった場所で議論すること自体が私は好きじゃないんですよ。でも、こうやって前もあったということ、そういうことでその人たちは結果的にまたほかに行って住んでいるようでもありますけれども、同じ間違いを2回も3回も繰り返していくとなると、事務的に何やっているんだという町民の不信感を買うんじゃないかとそういう心配もあるものですからあえて質疑させていただきましたけれども、今副町長言うように今後はそういった事務手続、また今後の入居者についての審査についてきちっとやるということでありますので、質疑はこの辺で終わりますけれども、そういった部分を今後ぜひ検討していただいて、しっかりやっていただければなというふうに考えますけれどもいかがでしょうか。副町長、もう1回お願いします。

○議長（遠藤稔雄君） 副町長。

○副町長（菅原孝治君） おっしゃるとおりでございます。今後、こういった入居時に保証人に対してもやはりきちっとした説明をし、そしてその後の対応もやはりそういったことを念頭に置きながら随時小まめに対応していくという方向でやらせていただきたいと思います。大変申しわけございません。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

ここで1時間、時間を延長しておきます。7番。

○7番（伊藤雅一君） 訴訟を起こすということでございますが、この請求を相手方が受け入れる能力、これはどうなのか。それから、子供さんと、孫は20代ですか。どういう仕事についておってどれぐらいの収入があるものか、その辺をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠藤稔雄君） 建設課長。

○建設課参事兼課長（平塚盛茂君） 住んでいる方の収入とか含めての状況なんですけれども、無申告ということで収入は把握しておりません。再三、指導はしているものの、なかなか申告していただけないというこ



とでは、収入のほうは把握できません。

それから、子供についての、二十ですけれども、その状況については今現在私の手元にありませんので把握はできておりませんが、同じように子供さんも二十で収入あれば申告ということですので、申告されていないというようなことの状況になるかと思えます。

そういう中で、支払い能力とかそういうような請求に応じての能力があるかとなりますと、当然そういう状況でありますので、滞納もありますので、能力的にはないかと思われます。

ただ、今回の明け渡しに関しましては、明け渡しの請求をするということと、訴えの趣旨の中では家賃の支払いを請求するという内容では裁判のほうで提起するというような内容でございます。以上です。

○議長（遠藤稔雄君） 7番。

○7番（伊藤雅一君） 何か明け渡しを求められる立場に立っても、ちょっとこれ、行き場がないような方ではないかというふうにも考えられますし、それからこれ金額も請求をして勝ち取ろうとこういうふうな考え方であるようですが、果たしてそれも見込みがあるのかどうかということもあるようです。これ、非常に先々、この争いの先がなかなかこれ見通すのが大変でないかと思えますので、これは十分その辺あたりをご検討いただいて、何が方法なのか、それも含めてひとつ検討する必要があるんでないかというふうに思いますので、皆様方は専門家でございますから申し上げるまでもないと思えますが、申し上げておきたいと思えます。

○議長（遠藤稔雄君） ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第53号 訴えの提起についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（遠藤稔雄君） 挙手多数であります。よって、議案第53号 訴えの提起については原案のとおり決しました。



#### ◎散会について

○議長（遠藤稔雄君） お諮りいたします。本日の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、これをもって散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（遠藤稔雄君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

---

◇

◎散会の宣言

○議長（遠藤稔雄君） 本日はこれで散会いたします。

ご苦勞さまでした。

散会 午後 3 時 5 5 分